

泉大津市第5次障がい者計画 (素案)

令和4年12月

泉大津市

目次

<u>第1章 計画策定にあたって</u>	1
<u>1. 計画策定の趣旨</u>	1
<u>2. 法整備等の動向</u>	2
<u>3. 計画の性格</u>	7
<u>4. 計画の対象</u>	8
<u>5. 計画の期間</u>	8
<u>6. 計画の策定体制</u>	9
<u>第2章 泉大津市の現状と課題</u>	11
<u>1. 統計データからみる市の状況</u>	11
<u>2. 現状と課題について</u>	16
<u>第3章 計画の基本的な考え方</u>	26
<u>1. 計画の基本理念</u>	26
<u>2. 基本方針</u>	27
<u>3. 体系図</u>	29
<u>第4章 計画の展開</u>	30
<u>基本方針1 障がいへの理解を深める</u>	30
<u>基本方針2 適切な教育・療育を受ける</u>	33
<u>基本方針3 社会で活躍する</u>	36
<u>基本方針4 地域で安心してくらす</u>	40
<u>基本方針5 地域で連携する</u>	44
<u>第5章 計画の推進体制</u>	48
<u>1. 推進体制の充実</u>	48
<u>2. 計画の広報・周知</u>	48
<u>3. 国・府等の動きの反映</u>	49
<u>資料編</u>	50
<u>1. 泉大津市第5次障がい者計画策定委員会要綱</u>	50
<u>2. 泉大津市第5次障がい者計画策定委員会委員名簿</u>	51
<u>3. 泉大津市第5次障がい者計画策定経過</u>	52
<u>4. アンケート調査結果</u>	53
<u>5. ヒアリング調査結果</u>	76
<u>6. 用語解説</u>	83

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務付けました。

この法律に基づき、国は「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年）や、「障害者基本計画（第2次）」（平成15年～24年）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を新たに取り入れています。

そしてこの障害者基本法に基づき、平成30年には「障害者基本計画（第4次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる集いに参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを、基本理念として計画の目標に定めています。また、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」の策定が見込まれています。

またこの中で、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」（平成28年）、障がいのある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」（平成23年）等、障がいのある人に関わる様々な法律の改正、施行が行われました。

そして、障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正（平成28年）や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正（平成28年）は、地域共生社会の実現に向けた取り組みを大きく進展しています。

本市においては、平成9年に「泉大津市障がい者計画」を策定し、計画の見直しを重ね、平成25年3月に「泉大津市第4次障がい者計画」を策定しました。計画の見直しの時期である令和4年度までに、上記の障がいのある人に関する法整備が進んでいます。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、前計画の進捗状況を検証するとともに国や大阪府の動向を踏まえて、新たに「泉大津市第5次障がい者計画」を策定します。

2. 法整備等の動向

年	国	大阪府	泉大津市
平成5年 (1993年)	■ 障害者基本法の公布		
平成14年 (2002年)	■ 「障害者基本計画」を策定		
平成15年 (2003年)	■ 身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて、「措置制度」から「支援費制度」に移行		
平成16年 (2004年)	■ 「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立〔差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等〕 ■ 「発達障害者支援法」の成立		
平成17年 (2005年)	■ 「障害者自立支援法」の成立		
平成20年 (2008年)	■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布		
平成21年 (2009年)		◆ 「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」を施行	
平成23年 (2011年)	■ 改正障害者基本法が公布・一部を除き施行 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）案」が参議院本会議において全会一致で可決成立		
平成24年 (2012年)	■ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）案」が衆議院本会議において全会一致で可決 ■ 障害者の法定雇用率を引き上げる政令が公布 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行 ■ 「障害者総合支援法」	◆ 「第4次大阪府障がい者計画」を策定	○ 「泉大津市第3期障がい福祉計画」を策定
平成25年 (2013年)	■ 「障害者基本計画（第3次）」閣議決定 ■ 障害者の法定雇用率が引き上げになる。 ■ 「障害者雇用促進法」改正 ■ 「障害者差別解消法」施行	◆ 「発達障がい児支援プラン」を策定	○ 「泉大津市第4次障がい者計画」を策定
平成26年 (2014年)	■ 「障害者権利条約」国会承認 ■ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立		
平成27年 (2015年)			○ 「泉大津市第4期障がい福祉計画」を策定

年	国	大阪府	泉大津市
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務) ■ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立 ■ 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「大阪府障がい者差別解消条例」を施行 	
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「新・発達障がい児支援プラン」を策定 	
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者基本計画(第4次)」閣議決定 ■ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ■ 改正社会福祉法の施行 ■ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ■ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「泉大津市第5期障がい福祉計画」を策定 ○ 「泉大津市第1期障がい児福祉計画」を策定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ■ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立 ■ 「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律」の施行 ■ 障がい福祉サービス等報酬改定 		
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(一部令和元年6月14日、9月6日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「大阪府福祉のまちづくり条例」の施行 	
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立(内閣府) ■ 東京オリンピック・パラリンピックの開催 ■ 改正社会福祉法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第5次大阪府障がい者計画を策定 ◆ 「大阪府障がい者差別解消条例」を一部改正 ◆ 「大阪府福祉のまちづくり条例」を改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第6期障がい福祉計画」を策定 ○ 「第2期障がい児福祉計画」を策定
令和 4 年 (2022 年)			
令和 5 年 (2023 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第5次障害者基本計画」を策定の見込み ■ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」制定 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「泉大津市第5次障がい者計画」を策定(※令和4年12月現在策定中) ○ 「泉大津市手話言語条例」(※令和4年12月現在制定に向け準備中)

資料：障害者白書より

(1)障害者基本法

「障害者基本法」は平成5年に公布された、障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律です。

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成23年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策等が追加されました。

(2)障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成25年に、障害者自立支援法を改正する形で施行されました。

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的とし、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護サービスの対象拡大等が定められました。

また、平成30年からは、地域生活の支援として、新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されました。

(3)児童福祉法

平成24年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が、児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成28年の同法改正により、平成30年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(4)障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年に施行されました。

障がいのある人に対する虐待を防止し、その権利や尊厳を守ることにより、障がいのある人の自立及び社会参加を促すことを目的としています。

家庭や施設等で障がいのある人に対する虐待を発見した場合に自治体への通報を義務付けているほか、養護者による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けること等が定められています。

(5)障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は昭和 62 年に「身体障害者雇用促進法」から改称された、障がいのある人の雇用の促進を図ることを目的とした法律であり、社会状況の変化とともに改正が続いています。

平成 28 年の改正により、障がいのある人に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が示され、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられました。

また、令和元年の改正により、国及び地方公共団体に、障害者活躍推進計画の作成及び公表と、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員の専任や、障がいのある人の雇用状況を的確に把握すること等が規定されました。

そして、令和 3 年には、民間企業の法定雇用率が 2.3%に引き上げられ、対象となる企業の範囲が常用雇用労働者 43.5 人以上に拡大されました。また、国、地方公共団体等は 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5%に引き上げられました。

(6)障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年に施行されました。（令和 3 年に改正。）

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とし、障がいのある人への不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

また、大阪府では、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が一部改正され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました。これにより、これまでは障害者差別解消法により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。

(7)障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 25 年に施行されました。

障がい者就労施設で就労する障がいのある人や、在宅で就業する障がいのある人の経済的な自立に向けて、公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しています。

(8)発達障害者支援法

「発達障害者支援法」は平成 17 年に施行された、発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のための法律です。

平成 28 年に改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援等が規定されました。

(9)難病の患者に対する医療等に関する法律

平成 26 年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾病数が令和 3 年 1 1 月に 338 疾病に拡大されました。

(10)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正が平成 30 年に公布されました。

従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建設物、建築物特定施設などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行うための基準が定められました。

また、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等、ソフトの対策を強化することが規定されました。

(11)障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和 4 年に制定・施行されました。

(12)障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年に施行されました。

文化芸術は障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、障がいのある人による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。

(13)読書バリアフリー法

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が令和元年に施行され、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいによって読書が困難な障がいのある人の読書環境の整備が自治体の責務とされました。

(14)地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 3 年に成立しました。

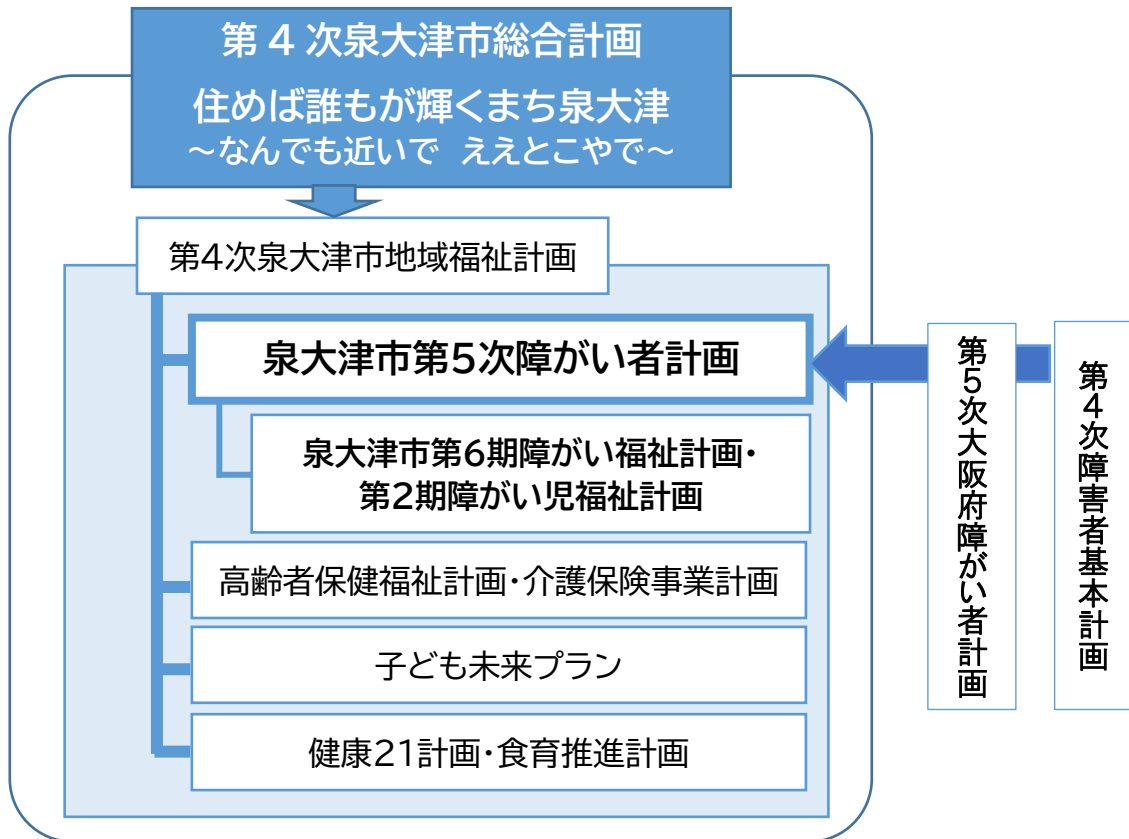
3. 計画の性格

本計画は、障がい者基本法第 11 条第 3 項に基づく「当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障がい者計画）」として策定するものであり、今後の泉大津市における障がい者施策の基本指針となるものです。

また、本計画は国の「第 4 次障害者基本計画」や大阪府の「第 5 次大阪府障がい者計画」に基づくとともに、本市の最上位計画であり、まちづくりの基本方針である「第 4 次泉大津市総合計画」と整合を図ります。

そして、本市における障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための方針である「泉大津市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」をはじめとした各関連計画との整合・調整を図り、計画を策定します。

【関係図】



4. 計画の対象

計画における「障がいのある人」の定義は障害者基本法に則り次の通りです。

ただし、障がいのある人が地域で自立して健やかに暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本計画は本市に住むすべての人を対象とします。

■障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和11年度までの7年間とします。なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

	平成 30年	令和 1年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
総合計画	第4次泉大津市総合計画(平成27年～)											
障がい者 計画	泉大津市第4次障がい者計画 (平成25年～)					泉大津市第5次障がい者計画						
障がい福祉 計画	第5期		第6期			第7期			第8期			
障がい児 福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			

6. 計画の策定体制

(1) アンケート調査

計画の策定にあたり、障がい者手帳所持者や、障がい児の福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用している児童、障がい福祉サービスを実施している事業所、市内の企業、大阪府民を対象としてアンケート調査を実施しました。

① 障がいのある人への調査

調査対象	泉大津市内にお住まいの 18～69 歳の障がい者手帳所持者から無作為抽出		
調査数	1,660 名		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和 4 年 7 月 28 日～8 月 15 日		
調査票回収数	766 件	回収率	46.1%

② 障がいのある児童への調査

調査対象	泉大津市内にお住まいの 18 歳未満の障がい者手帳所持者及びサービス利用者		
調査数	290 名		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和 4 年 7 月 28 日～8 月 15 日		
調査票回収数	128 件	回収率	44.2%

③ 障がい福祉サービス事業所への調査

調査対象	泉大津市内の障がい福祉サービス事業所		
調査数	55 事業者		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和 4 年 7 月 28 日～8 月 15 日		
調査票回収数	33 件	回収率	60.0%

④ 企業への調査

調査対象	泉大津市内の企業・事業所		
調査数	422 企業		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和 4 年 7 月 28 日～8 月 15 日		
調査票回収数	159 件	回収率	37.7%

⑤ 大阪府民へのインターネット調査

調査対象	大阪府在住の 20～69 歳男女		
調査方法	インターネット調査		
調査期間	令和 4 年 7 月 28 日～8 月 15 日		
調査票回収数	1,054 件（うち泉大津市在住者 287 件）		

(2)ヒアリングの実施

市内の各種障がい福祉団体及び事業所を対象に障がい者施策に関する意見・提言等を聴取しました。

調査対象	泉大津市内のサービス提供事業所	泉大津市内の障がい者関係団体
調査数	17 事業所	6 団体
調査方法	面接調査法	
調査期間	令和4年9月～10月	

(3)策定委員会の実施

計画策定にあたっては、下記の委員で構成された「泉大津市第5次障がい者計画策定委員会」を設置し、計画内容等について検討します。

策定委員
<ul style="list-style-type: none">● 障がい福祉サービスを利用する障がいのある人● 社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者● 学識経験を有する者● 公募された市民

(4)パブリックコメントの実施

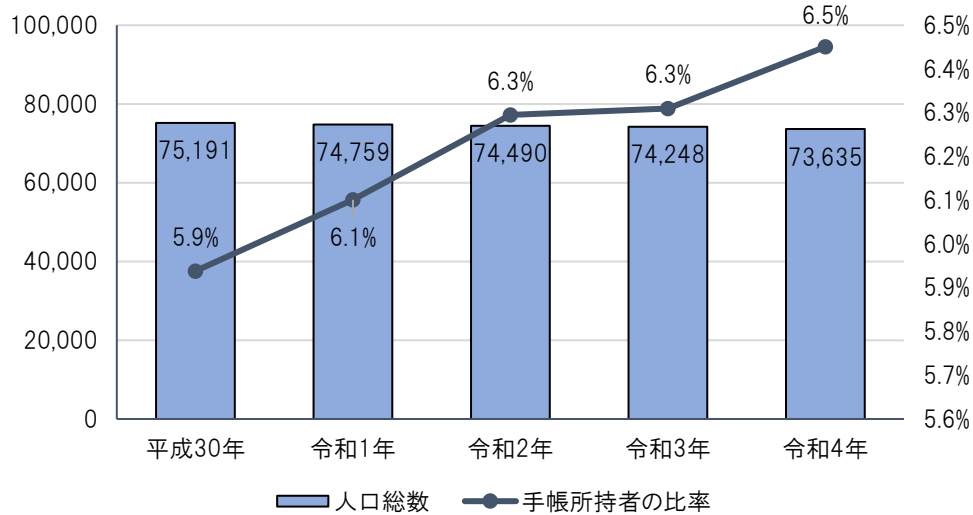
計画策定にあたり、広く市民の意見を聴くために、パブリックコメントを実施します。

第2章 泉大津市の現状と課題

1. 統計データからみる市の状況

(1) 人口の推移

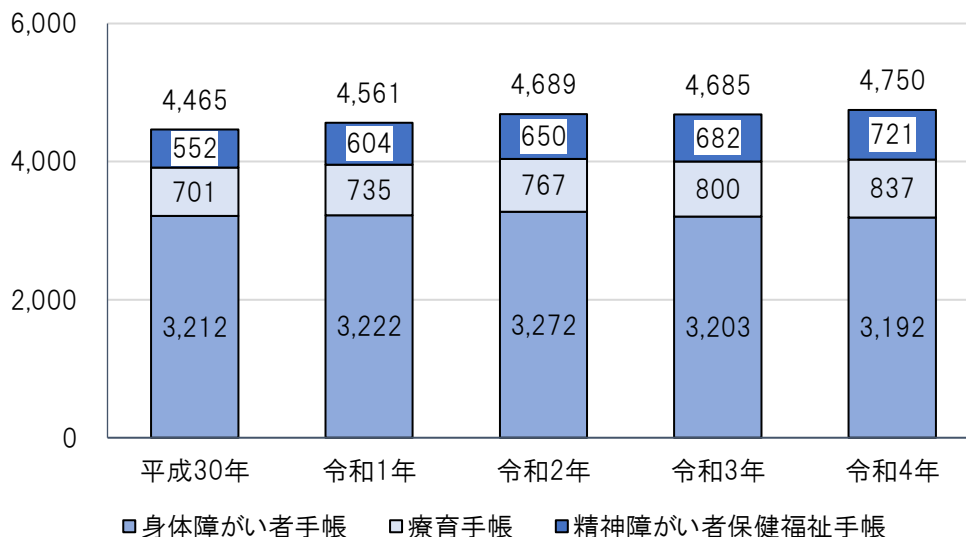
本市の人口は減少し続けていますが、手帳所持者の比率は年々上昇しています。



資料：各年3月31日現在の住民基本台帳人口

(2) 手帳所持者数の推移

手帳所持者の内訳をみると、身体障がい者手帳の所持者は、令和2年をピークに減少しています。一方、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、増加し続けています。



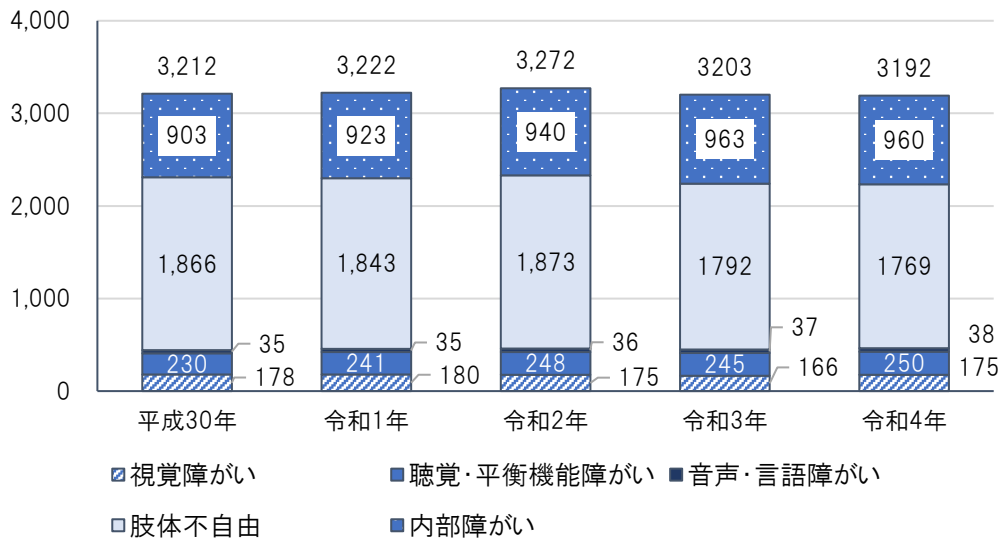
(各年3月31日現在)

(2)身体障がいのある人の状況

①障がい部位別手帳所持者数

障がい部位別で見ると、肢体不自由と内部障がいの人が身体障がいのある人のおよそ9割を占めています。肢体不自由は令和2年をピークに減少に転じていますが、内部障がいは令和3年まで増加し、横這いの状況です。

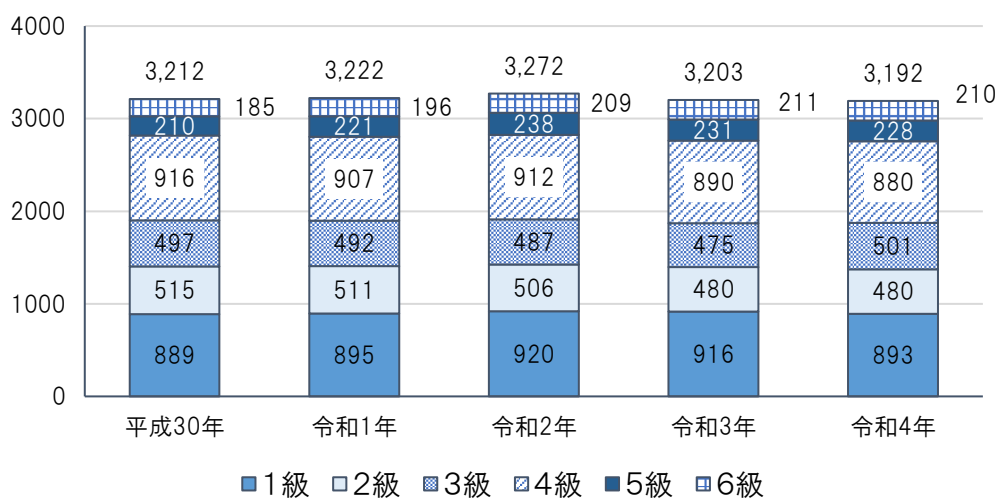
内部障がいは、外見からわかりにくく、周りから理解されにくいことがあり、必要な支援や対応の周知が望まれます。



(各年3月31日現在)

②等級別手帳所持者数

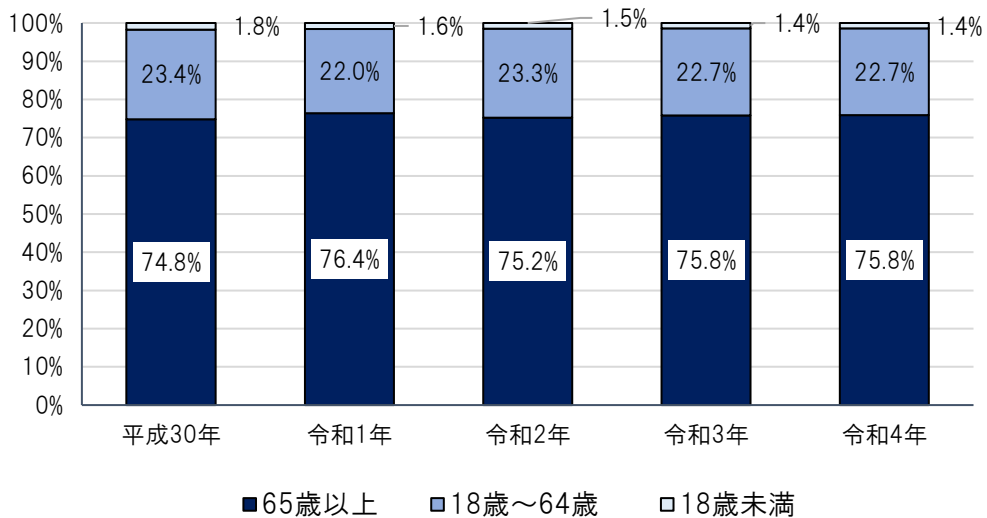
等級別にみると、1級と4級が全体のそれぞれおよそ3割を占めています。



(各年3月31日現在)

③年齢別手帳所持者数

年齢別で見ると、65歳以上が占める割合が7割以上となっており、近年、その割合に大きな変化はみられず、横ばいの状況です。

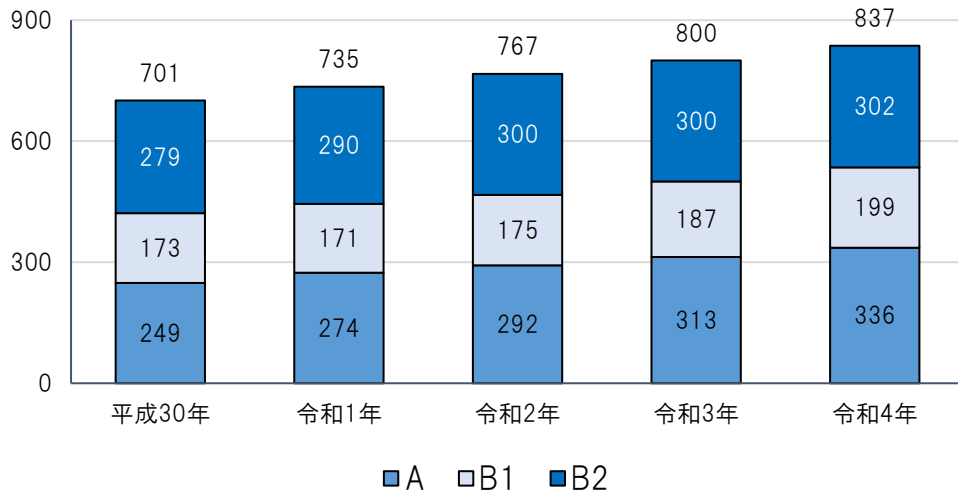


(各年3月31日現在)

(3)知的障がいのある人の状況

①等級別手帳所持者数

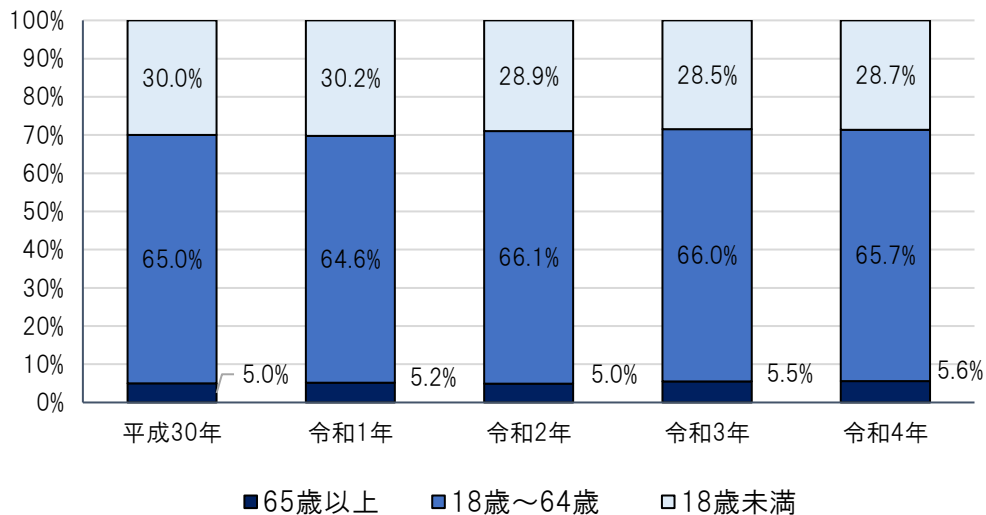
等級別にみると、B2 とAが多くを占めております。いずれの等級も増加し続けていますが、特にAの増加率が高いため、重度の知的障がいのある人が増えている状況に基づき、当事者やその家族への支援を充実していく必要があります。



(各年3月31日現在)

②年齢別手帳所持者数

年齢別では、18歳未満が占める割合は、平成30年では30.0%でしたが、年々減少し、令和4年では28.7%と1.3%下降しました。

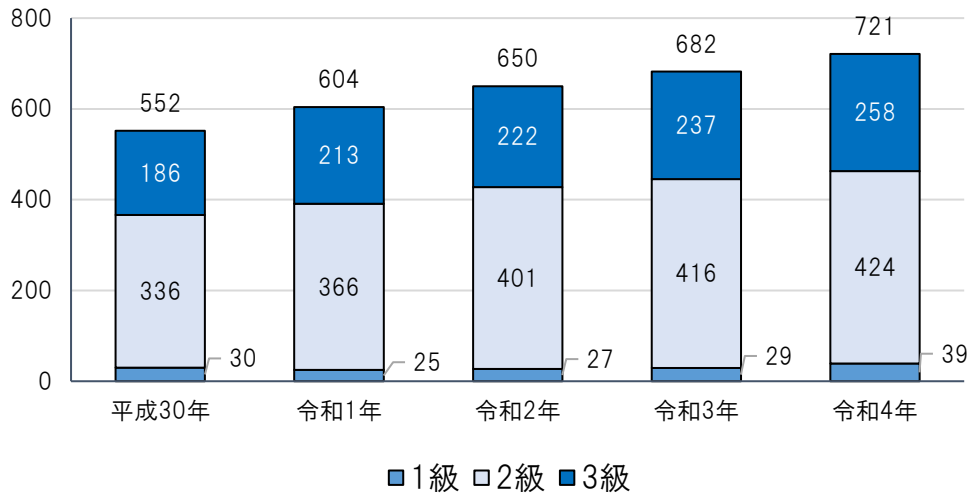


(各年3月31日現在)

(4)精神障がいのある人の状況

①等級別手帳所持者数

等級別にみると、2級と3級が多くを占めており、増加し続けています。特に2級の増加率が高く、外出や通院等で支援を必要とする人が今後も増える可能性があります。



2. 現状と課題について

(1) 障がいへの理解

① 第4次計画での取組

- 広報紙やホームページを活用して障がいやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン等の考え方に関する広報・啓発活動を行うとともに、障がい者週間に「泉大津ふれあい大会」を毎年開催し、障がいのある人とない人の交流の場を提供しました。
(令和2～3年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)【障がい福祉課】
- 広報紙では、朗読ボランティア団体の協力を得て、朗読を録音したテープやCDを作成し、社会福祉協議会、障がい福祉課、図書館を通じて、視覚障がいのある人に「声の広報いずみおおつ」を届けています。【秘書広報課】
- ホームページにおいては、視力の弱い人や目の見えない人でも閲覧できるよう音声ブラウザでの読み上げ、また閲覧者の視力にあわせて文字を拡大できる機能を付け、誰にでもウェブやコンテンツを利用できるよう取り組んでいます。【秘書広報課】
- 人権侵害や差別に関する相談窓口を設置し、相談対応とその解消に向けた支援を行っています。また、市民向けの手話講座や、障がい者差別解消のための事業所向け研修プログラムの案内を行いました。【障がい福祉課】
- すべての学校で「理解教育」を実践しており、その内容は児童生徒の発達段階によって毎年見直しを行っています。【指導課】

【課題点】

- 障がいのある人にとっての物理的・社会的障壁の解消は途上であり引き続き解消に向けた取り組みが必要です。
- 「声の広報いずみおおつ」の認知度は低いことから、ホームページ等で幅広く周知することが必要です。

②アンケートでの意見

- 障がいのある人で、3年以内に差別や嫌な思いをした人が3割以上であり、特に知的障がいや、精神障がいのある人が多く経験しています。差別や嫌な経験をした場面としては「人間関係」の中で経験しています。
- 障がいのある人への理解を深めるために必要なこととして、「学校での福祉教育をもっと行う」ことが、障がいのある人と障がいのない人の両方で最も要望が多くなっています。
- 障がいのない人で障がいのある人への手助けをしたことはないが、今後手助けをしたいと思っている人はおよそ3割であり、また、手助けをするにあたり「支援を必要としているサインを出してほしい」との要望が挙げられています。
- 各種施策の中で、障がいや障がいのある人への理解は、障がいのある人の満足度得点が低く、改善が必要な分野です。

③第5次計画の方向性

- 障がいへの理解促進の取り組みとして、福祉教育の推進が重要視されています。
- 他者との交流での差別の経験が多く、差別の解消に向けた啓発や周知が必要です。
- 障がいのある人への手助けを促すために、支援を求めるサインや、適切な支援方法に関する知識や情報の普及が求められています。
- 障がいや障がいのある人への理解促進の施策は満足度が低く改善が求められています。



基本方針1 障がいへの理解を深める

(2)療育・教育

① 第4次計画での取組

- 発達支援担当を配置し、障がいのある児童のニーズに応じた支援を行うとともに、児童福祉担当課と母子保健担当課の統合により、母子保健での早期発見から療育への一体的な支援を行っています。また、社会福祉法人への業務委託を開始し、療育内容の充実を図りました。【子育て応援課】
- 就学前施設の再編等を通じて、より多くの職員を施設に配置することにより、障がいのある幼児の受け入れ体制の強化を図りました。【こども育成課】
- 放課後や土曜日、長期休暇時に支援を行う障がい児通所支援施設の拡充や、延長保育や長期休業期間限定の学童保育（仲よし学級）での障がいのある児童・生徒の受け入れ体制を整えています。また、医療的ケア等、支援が必要な生徒には支援員の加配を行っています。【障がい福祉課・スポーツ青少年課】
- 就学前相談の際に、相談家庭全員への「わたしノート」の配布を行い、切れ目ない支援を図りました。また、支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受ける児童・生徒全員の個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、学校全体で共有しました。【指導課・子育て応援課】
- 就学前相談を1家庭3回実施し、特別の教育課程についての説明、発達検査の実施、学校見学等を行っています。また、令和4年度は、就学前施設職員の参加のもと、保護者説明会を行うとともに、小学校5・6年生の保護者へ支援学級における特別の教育課程についての説明会を実施し、卒業後の進路についても、大阪府教育庁担当者を招聘し説明を実施しました。【指導課】

【課題点】

- 相談内容が多様化・複雑化しており、子どもと保護者のニーズに合わせた支援が必要です。
- 支援の必要な障がいのある児童・生徒が増加傾向にあり、それに対応するための障がい児相談支援事業所の充実が必要です。
- 関係機関との情報共有において『わたしノート』の活用は不十分な状況にあります。

②アンケートでの意見

- ・障がいのある児童の保護者は育成・教育に関して、「子どもの持つ能力や障がいの状態に適した指導」、「就学・進路相談など相談体制の充実」や、「乳幼児、小学生期、中学生期、中学卒業後の各期の連続性のある支援」への希望が強くなっています。
- ・また、保護者の現在の悩みについても「進学・進路のこと」や、「就職に関すること」、「教育・学習のこと」が多く、将来的な面への悩みが挙げられています。
- ・何らかの医療にかかっている児童は2割を占め、また、中でも医療的ケア児は、「吸引」を必要とする児童が3.9%、「気管切開」「人工呼吸器（レスピレーター）」を必要としている児童が2.3%となっております。
- ・各種施策の中で、保健・医療サービスに対しては、障がいのある人の重要度得点と満足度得点が最も高く、今後の維持が求められます。その一方で、早期発見・早期療育・特別支援教育に関しては、重要度得点が高い一方で、満足度得点が低く、優先的に改善が必要な分野となっております。

③第5次計画の方向性

- 医療的ケアを必要とする児童への支援体制の整備を進める必要があります。
- 発達の段階に応じた切れ目のない支援が求められており、障がいの特性や個々の能力に応じた指導や進路、就学の障がいのある児童の将来に関する支援・相談体制が必要です。
- 療育や教育の施策に対する満足度が低く、改善が求められています。

基本方針2 適切な教育・療育を受ける

(3)就労・社会参加

①第4次計画での取組

- 就労支援コーディネーターによる就労相談の中で、必要に応じて適切な窓口につないでいます。また、おおさか人材雇用開発人権センターと連携し、就職マッチング事業による職場体験を勧めています。また、おおさか人材雇用開発人権センターを通じて、職場定着支援を行っています。【人権くらしの相談課】
- 庁舎内に展示コーナーを確保し、来庁者に広く授産品の周知を図りました。また、授産品の優先調達を進めるように周知を行っています。【障がい福祉課】
- 駅ポスターやSNS、ハローワーク等各種媒体を活用し、積極的に採用活動を進め、本市では令和4年度に障がい者雇用率を達成しました。【人事課】
- ホームページや広報、総合体育館で多様なスポーツ競技や教室の情報提供を行っています。また、障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）が実施する教室やイベントについても情報発信を行っています。【障がい福祉課】
- 各種イベント講座など、誰もが文化芸術に触れられる機会を提供しています。また、令和3年度には市内の特別支援学級を対象としたコンテンポラリーダンスのアウトリーチなど、子どもの表現力を芸術に用いて向上させる取り組みを行いました。【生涯学習課】

【課題点】

- 障がいのある人の一般就労拡大と就労先での定着が今後の課題となっています。
- 就労支援コーディネーターや関係機関による支援により就職に至ったケースにおいて、その後の報告が無く追跡調査が困難な場合があり、フォローアップ等が求められています。
- 障がい者福祉施設の収益力の強化と障がいのある人の工賃向上が必要です。
- 障がい者雇用率を維持しつつ、継続して勤務しやすい環境づくりが必要です。
- 障がいのある人のみを対象とした社会参加の事業の機会が少なくなっています。

②アンケートでの意見

- 一般就労に関しては、身体障がいのある人は「正社員で他の職員と勤務条件に違いがない」ことが多いが、知的障がいのある人や、精神障がいのある人は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が多い傾向にあります。
- 障がいのある人が企業で働くにあたり、障がいのある人は「職場で障がいに対する理解」や「障がいのある人にあつた仕事内容」を求めており、企業も同様のことを必要と考えています。また、障がいのない人は「適切なコミュニケーション方法の周知」や「障がいに関する知識や学ぶ機会」を求めています。障がいのある人、企業、障がいのない人で障がいへの理解や知識が必要という認識が共通しています。
- 各種施策の中で、社会参加の場、支援体制に関しては、重要度得点が高い一方で、満足度得点が低く、優先的に改善が必要な分野であり、また、就労に関する支援も満足度得点が低く、改善が必要な分野です。

③ 第5次計画の方向性事業・取組

- 知的障がいや精神障がいのある人の一般就労への支援が必要です。
- 就労の場における障がいのある人への理解の促進や、コミュニケーション方法を学ぶ場が求められています。
- 社会参加の場や支援体制、就労に関する支援の施策分野は改善を望まれています。



基本方針3 社会で活躍する

(4)地域での暮らし(保健・医療・福祉サービス・相談支援)

①第4次計画の取組

- 近隣の自治体とともに医療的ケア児を支援するための協議の場を設置し、支援のために必要な情報共有を行っています。また、重度障がい者医療費助成制度を実施し、重度障がい者に対して適切に医療サービスを提供しています。【障がい福祉課】
- 移動支援や日常生活用具の給付、地域生活支援センターの実績を重ね、自立支援給付の各事業と補完しつつニーズに応じたサービス提供を進めています。また、ケアマネージャーや地域包括支援センターとの連携により、高齢の障がいのある人がニーズに応じた適切な介護サービスが受けられるよう取り組んでいます。【障がい福祉課】
- 市内事業者と連携し、グループホームのさらなる設置に向けた助言等支援を行いました。また、住宅改造の実績も重ねています。【障がい福祉課】
- 市内のグループホームに訪問し、生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健師などが体組成測定や血管年齢測定器等で健康状態を数値などで見える化する測定と保健指導、助言を行っています。【健康づくり課】
- 相談支援事業や、拡充が進む指定特定相談支援事業所において相談支援を実施し障がいがある人の抱える多様な悩みに対応しています。また、精神保健福祉士を配置した地域活動支援センターとも連携し、当事者同士の活動を支援しています。【障がい福祉課】

【課題点】

- 障がい福祉サービスの利用ニーズが増加し続けており、今後も続く見込みです。
- 相談支援専門員の人数の拡充と質のさらなる向上が必要です。

②アンケートでの意見

- サービスに関する不満として「どんなサービスがあるのかよくわからない」や「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」といったサービスの内容に関する情報不足が挙げられています。
- 障がいのある人の全体のおよそ3割で外出頻度が低く、身体障がいや難病のある人は段差や設備の不便さ、知的、精神、発達障がいのある人及び18歳未満児では困った時の支援等、障がいの特性に応じた外出支援が求められています。
- 相談先が全くない人は1割未満と低い一方で、家族・親族・友人・知人のみである人は3割と少なくありません。障がいのある人は相談窓口「障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面の相談」や、「福祉の専門職を配置した相談窓口」など、専門性の高さを求めています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるための支援として「障がいのある人やその家族から相談に応じる体制」への要望が高くなっています。
- サービス事業所の運営の課題として、「人材の育成」や「人材の確保・定着」が多く挙げられています。
- 各種施策の中で、障がいや福祉に関する情報の入手に関しては、満足度得点が低く、改善が必要な分野です。

③第5次計画の方向性

○必要とする人が十分なサービスを受けることができるように、サービスに関する情報提供が必要です。また、必要なサービスの提供ができるように福祉人材の育成・確保が必要です。

○相談先の周知や、医療や福祉に関する専門性向上が相談窓口に求められています。



基本方針4 地域で安心して暮らす

(5)まちづくり

①第4次計画の取組状況と課題

- 避難行動要支援者名簿の作成を進め、自治会や民生委員など地域の避難支援者と共有しています。また、地域防災訓練や津波避難訓練を開催し、地域住民や団体に参加を呼びかけています。【危機管理課】
- 通所事業所に対して防災訓練の実施を周知することで障がいのある人と地域の防災上のつながりを形成しています。【障がい福祉課】
- 手話奉仕員を継続的に養成するとともに、手話の入門・基礎講座の開催により、聴覚障がい者及び手話を理解する市民の増加を図っており、避難時等の場面において聴覚に障がいのある方への支援力向上を進めています。【障がい福祉課】
- 聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションに必要な手段として、手話通訳やインターネットを活用した情報共有を継続的に実施しています。【障がい福祉課】
- 大阪府や広域事業者指導課が開催する研修の受講を促進するとともに、市独自での手話奉仕員養成講座を開催しました。【障がい福祉課】
- 市営住宅としてバリアフリー住宅を整備しました。また、府営住宅における障がいのある人のいる世帯や高齢者世帯の優遇制度についての情報提供や、障がいのある人や高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅についての大阪府の登録制度（大阪あんしん賃貸支援事業）についての情報提供を行っています。【建築住宅課】
- バリアフリーの考えに基づいた道路整備やユニバーサルデザインの考えを取り入れた公園を整備しています。【都市づくり政策課】
- 市民ボランティアからなる防犯委員会、市及び警察が連携をして防犯パトロール、啓発活動を行っています【市民協働推進課】
- 福祉部局・社会福祉協議会・地域包括支援センター・消費者問題研究会（市民団体）等と連携し、消費者被害防止に向けた情報共有を行うとともに、必要に応じて個別のケース会議を行っています。【人権くらしの相談課】

【課題点】

- バリアフリー化が未着手の住居や施設があります。
- 障がいのある人の見守りについては、関係機関のさらなる連携が必要です。
- 人口減少と少子高齢化が進み、障がいのある人を支援するボランティア活動の今後の担い手の確保が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、ボランティアグループの活動に関して、一時的に活動の自粛や規模縮小を余儀なくされているところがあります。

②アンケートでの意見

- ・「災害時に一人で逃げるできない・わからない」かつ「家族が不在時に助けられる人がいない・わからない」人が、全体のおよそ4割となっています。また、地域での防災訓練や避難訓練への参加意向が低く、参加したくない人の理由で「面倒だから」「特に理由はない」の意見が多く、防災への関心の低さが示されています。
- ・障がいのない人が自分の住む地域が障がいのある人にとって、暮らしやすい・暮らしにくいと感じる理由として、いずれにしても「バリアフリー化やユニバーサルデザインが取り入れられているか・いないか」を判断としている人が多い傾向にあります。

③第5次計画の方向性

- 災害時に避難できない人の把握と、避難体制の整備が必要です。また、地域に住む一人ひとりが訓練等に参加するように防災に対する意識の醸成が必要です。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに着目する人が多く、引き続き公共交通や、施設の整備においてその考えを取り入れて推進する必要があります。



基本方針5 地域で連携する

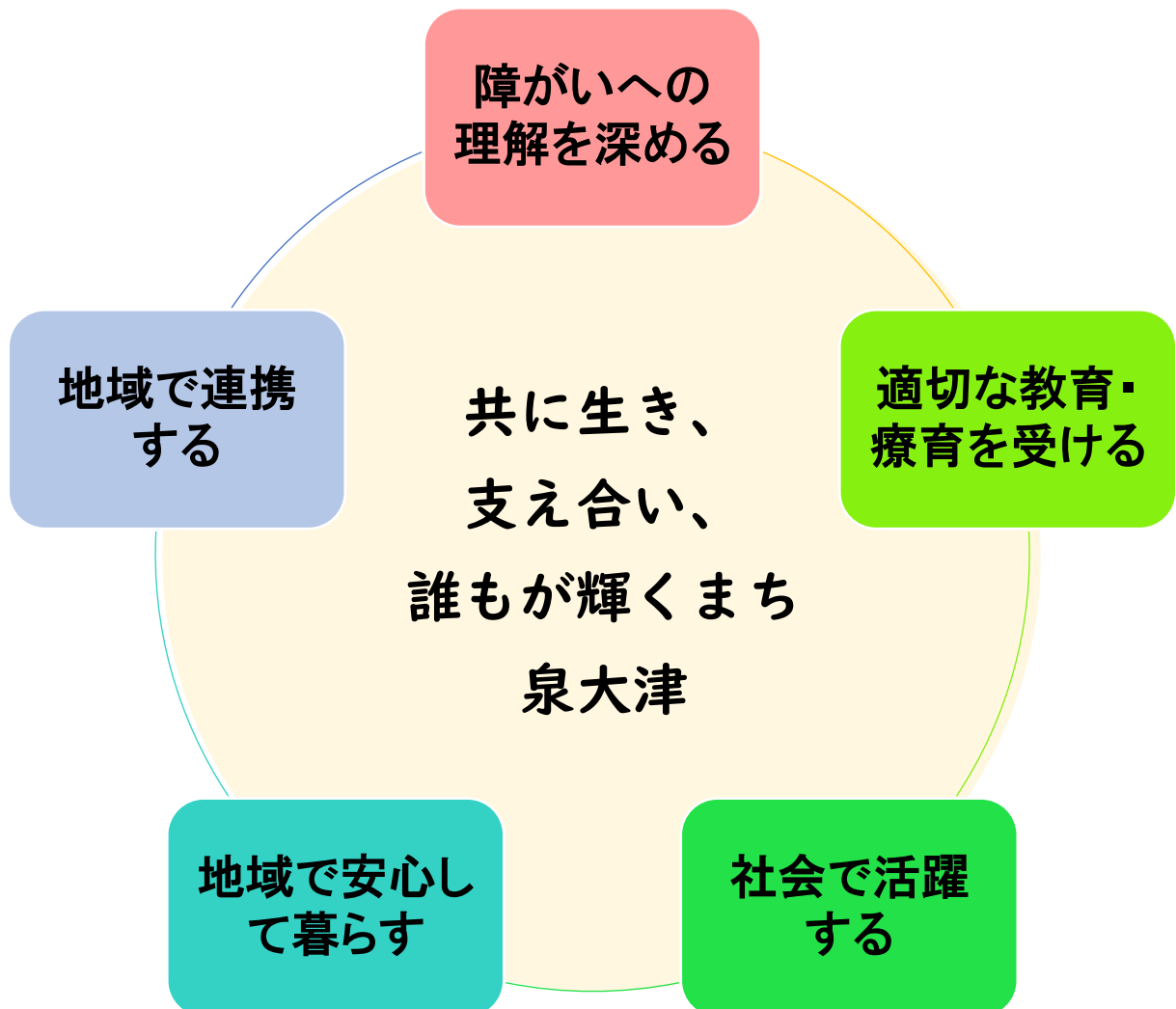
第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画の前身である「泉大津市第4次障がい者計画」では、共生社会の実現とそのもとに、障がいのある人の社会参加の促進や、障がいのある人とその家族が住み慣れたまちで暮らし続けることができることをめざし、「誰もが共に支え合い共に生きる地域社会の実現」を基本理念として決めました。

本市のまちづくりの最上位計画である第4次泉大津市総合計画「後期基本計画」において、まちづくりの将来像を「住めば誰もが輝くまち 泉大津 ～なんでも近いで ええとこやで～」としました。この将来像には、市民と行政がともに手をとりあい、高め合うことで、新しい価値を創造し、活力あるまちを共に創り上げることを基本とした、「活力・共創」の視点が含まれており、障がいの有無に関わらず、本市に住む一人ひとりが、活力あるまちを創り上げる担い手となりえます。

第4次計画の基本理念を踏襲するとともに、活力・共創の視点を新たに取り入れ、第5次計画における基本理念は「共に生き、支え合い、誰もが輝くまち 泉大津」とします。



2. 基本方針

基本方針1 障がいへの理解を深める

本市に住むすべての人が、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消、障がい者虐待の防止等の取り組みを強化し、障がいのある人の権利擁護を推進します。

施策の方向性	(1) 広報・啓発の充実 (2) 福祉教育の推進 (3) 権利擁護の推進
--------	--

基本方針2 適切な療育・教育を受ける

障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、未就学児への療育及び発達支援と学齢期における教育を、一人ひとりの特性・能力に応じて受けることができる環境を整備します。

また、関連分野が連携することで、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を構築します。

施策の方向性	(1) 早期発見・早期療育 (2) 保育・教育支援の充実
--------	---------------------------------

基本方針3 社会で活躍する

就労を希望する人が、企業や事業所でその能力を発揮し、働き続けることができるよう、雇用の場の創出、障がいに対する理解を促すとともに、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援に向けて、関係機関と連携を進めます。

また、障がいのある人が地域の一員として、自らの興味やライフスタイルに応じた様々な活動で活躍できる環境づくりを図り、地域共生社会の実現を目指します。

施策の方向性	(1) 一般就労の充実 (2) 福祉的就労の充実 (3) スポーツ・芸術活動の推進
--------	---

基本方針4 地域で安心して暮らす

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を充実するとともに、地域全体で障がいのある人を支える相談支援体制の構築に努めます

また、障がいや疾病があっても地域で心豊かに、健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスを適切に受けられる環境を整備します。

施策の方向性	(1) 福祉サービス等の充実 (2) 相談支援体制の充実 (3) 保健・医療サービスの充実
--------	---

基本方針5 地域で連携する

障がい者団体や、地域団体、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO、ボランティアグループなど、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域ぐるみで防災・防犯対策の取り組みを進めます。

「障がいの社会モデル」の考え方にに基づき、公共交通機関や建物等におけるバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの普及を進めます。誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、障がいによって外出や活動が妨げられることがないように、公共交通機関や建物等における、バリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

施策の方向性	(1) 連携・協働のネットワークの構築 (2) 防犯・防災対策の充実 (3) 福祉のまちづくりの推進
--------	--

3. 体系図

共に生き、
支え合い、
誰もが輝くまち
泉大津

基本方針1
障がいへの理解を深める



(1) 広報・啓発の充実

(2) 福祉教育の充実

(3) 権利擁護の推進

基本方針2
適切な教育・療育を受ける



(1) 早期発見・早期療育

(2) 保育・教育支援の充実

基本方針3
社会で活躍する

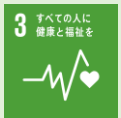


(1) 一般就労の充実

(2) 福祉的就労の充実

(3) スポーツ・芸術活動の推進

基本方針4
地域で安心してくらす



(1) 福祉サービス等の充実

(2) 相談支援体制の充実

(3) 保健・医療サービスの充実

基本方針5
地域で連携する



(1) 連携・協働のネットワークの構築

(2) 防犯・防災対策の充実

(3) 福祉のまちづくりの推進

第4章 計画の展開

基本方針1 障がいへの理解を深める

障がいのある人やその家族への差別等を無くし、多様な価値観を認め合い、人格と個性を尊重できる社会の実現が望まれています。また、障がいの有無に関わらず、誰もが望む地域で暮らし続けるためには、地域に住む人々の障がいへの理解や、正しい知識が必要です。

本市においては、広報紙やホームページでの広報啓発活動、障がい者週間における地域の人々の交流を進めています。また、関連団体と連携して、視覚障がいのある人に向けた「声の広報いずみおおつ」の作成・配布、音声読み上げ機能のついた多言語対応アプリ「カタログポケット」の導入など、多様な情報発信に努めてきました。加えて、市民向けの手話講座を実施するとともに、泉大津市手話言語条例の制定準備を進める等、障がいのある人が意思疎通をしやすくするための取り組みを進めています。

しかし、その一方で、アンケートでは、3年以内に差別や嫌な思いをした障がいのある人は3割以上と多く、また、市民、企業における合理的配慮の認知度は、およそ3割とあまり知られていません。また、障がいへの理解促進に対しては、幼いころから障がいや障がいのある人とふれあう機会、福祉教育が重要視されている一方で、教育の分野だけでなく、より多くの人々が障がいについて学ぶ機会や、障がいに対する正しい知識を目にするように情報を提示していくことが重要との意見もあります。本市における障がいのある人への物理的・社会的障壁の解消は未だ途上であり、より広く啓発・周知の取り組みが必要です。

障がいや障がいのある人への理解促進は、障がいのある人が「住み慣れた地域で暮らし続けること」、「希望に応じて働き、自立して暮らすこと」、「様々な活動等に参加し、地域の一員として活躍すること」等、地域の一員として、当たり前前に生きていける地域に必要な要素です。

そのため、本市に住む人々への障がいに関する理解を深めるための広報・啓発、学ぶことができる機会の充実や、様々な機会、場所で多様な媒体を活用した情報の発信、また、障がいのある人の自己決定を尊重するための取組みや支援等の権利擁護を推進します。

めざすべき姿

障がいの有無に関わらず、

互いを尊重し、

偏見や差別なく暮らす



(1) 広報・啓発の充実

広報紙やホームページでの障がいや関係する活動の情報を発信するとともに、より広く情報を受け取ることができるように SNS 等の媒体の活用や、障がいの特性に対応した情報発信を行います。

事業名	内容	担当課
啓発・情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の広報紙である「広報いずみおおつ」や「泉大津市ホームページ」、LINE をはじめとした SNS など多様な媒体を活用し、障がいのある人が必要とする情報をわかりやすく提供します。 ● 市内の医療機関、公共交通・施設の協力のもと、障がい理解のためのポスター等を掲示します。 	障がい福祉課
交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者週間(12月3日～9日)に泉大津ふれあい大会を実施し、市民が互いにふれあい交流する機会を提供します。 	障がい福祉課
情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 「声の広報いずみおおつ」においては、音声読み上げ機能のついた多言語対応アプリ「カタログポケット」を導入し、ホームページなどで周知を行い、利用者の拡大に努めます。 ● 図書館では、大活字本、点字・録音図書の実施を継続すると共に対面朗読や郵送貸出の実施や、視覚障がい者情報総合ネットワークサピエの利用サービスを提供します。 	秘書広報課 生涯学習課
福祉関係団体・事業所紹介の展示	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者福祉団体の活動や事業所の作品等を展示します。 ● 市内の事業所のマップを作成し、事業所の情報を取りまとめて配布します。 	障がい福祉課

(2) 福祉教育の充実

学校で障がいについて学ぶ機会である「理解教育」を引き続きすべての学校で行うとともに、市民が障がいに関する正しい知識を学ぶ機会を充実します。

事業名	内容	担当課
地域における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン等の考え方の普及啓発を行います。 ● 障がいや地域社会で生じる障がいのある人に係る問題等に対して、市民の理解を深める機会とするための学習・研修・講座等の開催に取り組みます。 	障がい福祉課 人権くらしの相談課
学校における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての学校において「理解教育」を実践し、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ります。 	指導課 障がい福祉課

(3)権利擁護の推進

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人への不当な差別を解消するとともに、合理的配慮を行い、障がいのある人が差別や虐待から守られ、地域であたりまえの生活ができる社会を目指して、障がいの種類や就学・就労等、様々な生活場面に応じた権利擁護を図ります。

事業名	内容	担当課
権利擁護のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が不十分な障がいのある人を保護し権利を守るため、本人に代わって財産管理や身上監護を行う成年後見制度、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の支援を行う日常生活自立支援事業の周知を図り、利用を促進します。 	障がい福祉課
虐待防止対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人への虐待防止への理解と認識を深め、虐待の防止と早期発見のための啓発を進めます。市民などからの通報や相談等に対応し、発見後の迅速かつ適切な対応を行う障がい者虐待防止センターが有効に機能するよう、関係機関との連携を強化しながら、緊急時に入所できる施設の確保を図ります。 	障がい福祉課
差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人に対する差別や偏見についての相談窓口を充実するとともに、制度やサービス、関係機関等の情報提供を充実します。 ● 講演会の開催や市の広報媒体を用いての障がい理解啓発を行います。 	人権くらしの相談課 障がい福祉課
障がいのある人の意思決定の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者施策の意思決定過程において障がいのある人の参画を促し、障がいのある人の意思決定を支援します。 ● 障がい特性により意思を表明することが困難な人に対して、コミュニケーション支援等により意思表示を支援する方策の検討を図ります。 	障がい福祉課



基本方針2 適切な教育・療育を受ける

障がいのある児童・生徒の抱える課題やニーズは多様化しており、一人ひとりの障がいの特性や、取り巻く環境に応じた個別的な支援が必要とされています。また、障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が適切で質の高い学習・教育をライフステージに応じて受けることができ、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができる環境が望まれています。

また、「改正障害者総合支援法」（平成28年）により、医療的ケア児が地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備が求められています。

本市では、障がいのある児童・生徒の受け入れ体制を就学前施設での職員等の加配や、障がい児通所施設の拡充、学童保育等での受け入れ体制の整備などを進めています。また、「わたしノート」での情報共有や、個別の指導計画・教育支援計画の共有など、ライフステージに応じた支援を行っています。

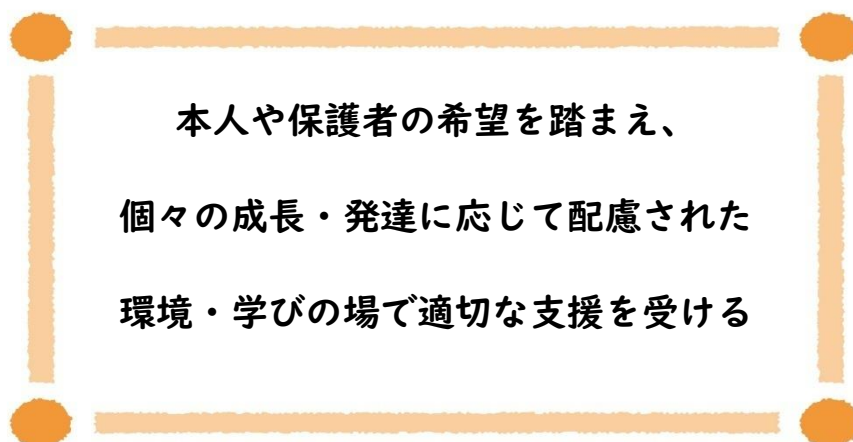
アンケートでは、何らかの医療にかかっている児童は2割を占め、また、中でも医療的ケア児は、「吸引」を必要とする児童が3.9%、「気管切開」「人工呼吸器（レスピレーター）」を必要としている児童が2.3%となっております。また、相談体制の充実や、ライフステージに応じた連続性のある支援が可能な体制が保護者の要望として強くなっています。

障がいのある児童・生徒は今後も増加する見込みであり、また、子どもやその保護者の状況、環境に応じた個別的支援と、成長の段階に応じて各主体が情報を共有し、適切な支援を途切れなく提供できる体制を構築する必要があります。

令和5年度には、本市に児童発達支援センターを設置し、障がいの重度化や重複化、多様性に対応する専門的機能の強化や、障がいのある児童・生徒とその家族への支援・助言を進めて参ります。

また、各種健診等の様々な機会を通じて、障がいを早期発見し、早期療育につなげるとともに、保健・医療・教育機関と連携して、障がいのある児童・生徒その家族への相談支援・情報提供の充実を図ります。

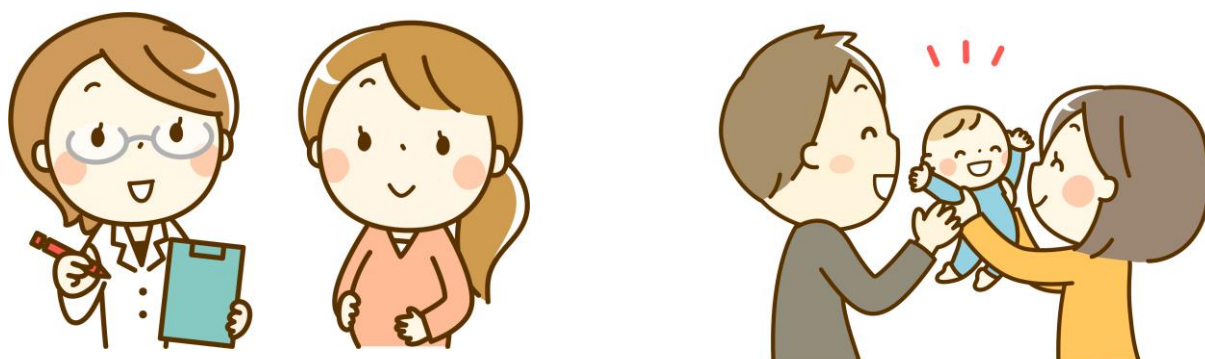
めざすべき姿



(1)早期発見・早期療育

障がいの早期発見・早期対応により、障がいの軽減や自立の促進につなげます。また、早期発見後のフォローや保護者への助言等の支援を充実します。

事業名	内容	担当課
母子保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいを早期に発見し早期療育につなげていくために、健診時やその後のフォローを通じて保護者の育児支援に努めます。健康診査等の結果、発達経過観察が必要な子どもと保護者に対し、発達相談等において支援・助言を行い、必要に応じて療育や医療との連携を図ります。 	子育て応援課
療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの充実を図ります。 ● 児童発達支援センターを設置し、療育や相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携強化に努めます。 	障がい福祉課 子育て応援課
医療的ケア児支援のコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの設置に努めます。 	障がい福祉課



(2) 保育・教育支援の充実

保育・教育機関での障がいのある児童・生徒の受け入れ体制を整備するとともに、必要な支援を行うことができるよう、職員・教員の専門性の向上や、保育・教育・医療・その他の関係機関との連携を進めます。

事業名	内容	担当課
保育・就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所や幼稚園、認定こども園において、「ともに生き、ともに育つ」保育を実施するとともに、職員の研修や必要な人材の配置等により、誰一人取り残さない保育体制の整備を進めます。 	こども育成課
教育相談・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童・生徒の教育について保護者の相談に的確に応じられるよう、保護者と学校の連携を図るとともに、教員の専門性の向上に努めます。 ● また、関係機関との連携を強化しながら、卒業後の進路の選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。 	指導課
一貫した支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 療育機関、保育所、幼稚園、認定こども園等就学前施設と小学校、中学校、高等学校、進学先、就職先や福祉施設へと、障がいのある児童・生徒のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。 ● 関係機関での情報共有において、情報共有ツール『わたしノート』の活用を進めます。 	こども育成課 子育て応援課 指導課 障がい福祉課
障がい児相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス従事者への相談支援事業への参入を促すとともに、研修等の実施により障がい児相談支援事業の拡充や支援の質の向上を図ります。 	障がい福祉課
放課後、休日、長期休業中の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童・生徒の放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇時等の受け入れとして、障がい児通所支援事業所や仲よし学級での受け入れ体制を整備しています。 	スポーツ青少年課 障がい福祉課



基本方針3 社会で活躍する

障がいのある人が、希望に応じて働くことや、余暇活動を通じて生きがいを感じたり、自立したり、豊かな生活を送ることは、障がいのある人の社会参加の促進にとって重要な要素となります。また、障がいのある人が地域の人々と一緒に働いたり、様々な活動に参加したり交流することで、障がいへの理解につながります。

近年、障害者雇用促進法の改正（令和3年）により、民間企業での法定雇用率の引き上げや、適用される障がいの範囲が拡大し、障がいのある人が働くことができる環境づくりが求められています。

令和3年には、東京パラリンピックが開催され、障がい者スポーツへの注目度も高まっています。また、文化面においても、「障害者文化芸術活動推進法」が平成30年に施行され、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力が発揮できる環境づくりも進んでいます。

一方で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、就労日数が少なくなることや、新たに雇用を見込めないといった問題も生じています。

本市においても、就労面では、就労支援コーディネーターや関係機関との連携による各種支援や職場体験の充実が進んでいます。また、障害者優先調達法に基づき、授産品の周知や購入を行い、市内における就労継続支援B型事業所も増えつつあります。また、本市役所での障がい者雇用も積極的に行い、雇用率を達成しています。

アンケートによると、身体障がいのある人に比べて、知的障がいや精神障がいのある人の雇用は正社員よりもパートやアルバイトが多い傾向にあります。精神障がいや短時間の就労も法定雇用率の範囲に含まれるようになる中、より広い範囲で障がいのある人が働きやすい環境づくりや、企業等への理解促進が望まれます。

また、スポーツや文化芸術の取組みとして、総合体育館や障がい者交流促進センターでの各種教室やイベントの情報発信を行っていますが、関係団体ヒアリングにおいても、障がいのある人が余暇を過ごす場所を求める意見や、障がいのある人がイベントに参加しやすいように配慮や情報を発信することが求められるなど、現状の環境ではまだ十分とは言えません。

引き続き、大阪府や、各種事業所と連携して、希望する人が働きやすい環境づくりを進めるとともに、企業等への情報提供や障がい者雇用に関する働きかけを行うほか、官民連携による民間企業等のノウハウ導入にも取り組み、障がいのある人の働く場の創出に努めます。

また、働く場だけでなく、障がいのある人が余暇を過ごす場所として、市内の施設の活用について情報の発信と、利用しやすい環境づくりを進めます。

めざすべき姿

障がいのある人が、希望する働き方を選択でき、

スポーツ・文化芸術活動を楽しむことができる



(1)一般就労の充実

障がいのある人の働く場の創出に向けて、企業への啓発を行うとともに、就労相談や、職業訓練、働き続けるための支援体制づくりを進め、障がいのある人の一般就労への促進を図ります。

事業名	内容	担当課
企業への障がい者雇用の啓発促進	● ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携し、障がいのある人の雇用について、一般企業等への啓発に努めます。	人権くらしの相談課 障がい福祉課
就労相談への対応	● 障がい者就業・生活支援センターが軸となって、事業所、ハローワーク等の連携により、障がいのある人の家族・就業や社会生活上の相談支援に取り組みます。	人権くらしの相談課 障がい福祉課
就労促進と定着支援の充実	● 就労移行支援、就労継続支援により、希望する人に対する一般就労をめざした取り組みを推進します。 ● 障がいのある人を受け入れている事業所に対して、ジョブコーチなど職場定着のための支援利用を進めます。 ● 職場実習など、障がいのある人の職業体験機会の提供に取り組みます。	障がい福祉課
職業能力の開発支援	● 技能習得のための職業訓練を受けることができるよう、職業訓練校等の情報を提供するとともに、就労に向けて体験活動ができるよう関係機関に働きかけます。	障がい福祉課



(2)福祉的就労の充実

障がいのある人の就労に向けた訓練・実習を行うとともに、障がい者就労支援施設への発注等に関する企業への働きかけや、市での優先発注を進め、工賃の向上に努めます。

また、産福連携等、障がいのある人の様々な働き方を検討し、官民連携により関係機関と連携・情報共有を行い、働く場の創出に取り組みます。

事業名	内容	担当課
福祉的就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎内での展示コーナーや販売スペースの確保など、授産品の販促活動に継続的に取り組んでいきます。 ● 授産品の販路を開拓し、また生産技術を向上させることで、障がい者福祉施設の収益力を強化し、そこで作業する障がいのある人の工賃アップのための支援に取り組みます。 	障がい福祉課
市役所での障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者就労支援施設等の受注の機会の増大を図るよう努めます。 ● 職員の採用について、各種媒体を通じて広く募集と積極的に採用活動を進め、障がい者雇用率の向上に向けた取り組みを進めます。 	障がい福祉課 人事課
多様な働き方の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業やJA並びに農業者等産福連携の取組について検討を進めます。 ● 在宅ワークやテレワーク、短時間労働での障がいのある人の雇用など、多様な働き方の実現に向けて、企業への働きかけを行います。 ● 官民連携の取り組みにより、民間企業等のノウハウを活用した新たな就労支援策の導入を進めます。 	障がい福祉課



(3)スポーツ・芸術活動の推進

障がいのある人がスポーツや、文化芸術活動に取り組み、障がいのある人のいきがづくりや、様々な世代との交流につなげるために、教室やイベントの情報提供と、市内の施設の利便性向上を図ります。

事業名	内容	担当課
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なスポーツ競技を紹介し、障がいのある人にスポーツに親しみ、参加する機会を提供します。 ● 障がいのある人が自発的に行うレクリエーション活動を継続的に支援することで、社会参加へのきっかけづくりと健康維持を図ります。 	スポーツ青少年課 障がい福祉課
芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種の文化・芸術活動のイベントや講座の情報発信を行い、文化芸術に触れる機会を提供します。 	生涯学習課 障がい福祉課
指導者の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ、レクリエーション、創作活動の指導者として活動できるよう、障がいのある人自身及びボランティアを含めて指導者の育成を行う関係機関との連携を図ります。 	スポーツ青少年課 生涯学習課
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習事業など、さまざまな場面で学習機会を提供するなかで、障がいのある人の主体的な学習活動を支援します。図書館では、大活字本、点字・録音図書の充実に努めます。 	生涯学習課
地域の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動支援センターが、障がいのある人が気軽に集い、談話したり、趣味の活動を行えるような居場所となるよう支援します。 	障がい福祉課



基本方針4 地域で安心してくらす

障がいのある人が、自らの希望する地域で安心して暮らし続けるためには、グループホーム等の生活の場や、保健・医療や各種福祉サービスの充実、そして困ったことを相談できる場所が必要です。特に、障がいのある人やその家族の高齢化が進んでおり、親亡き後に向けた生活環境、緊急時に受入れ可能な施設や体制の整備が求められています。

本市においては、障がい福祉サービスの充実・提供を図るとともに、高齢の障がいのある人への適切なサービス提供に向けて、地域包括支援センター等との連携を進めており、また、生活の場としてのグループホームの整備の支援や、グループホームを訪問し、保健師の指導等を進めてきました。また、指定特定相談支援事業所の拡充を進め、障がいのある人の相談対応に努めています。

アンケートによると、障がいのある人の介助は、家族や親戚が受け持っていることが多く、そのほとんどが50歳以上であり、介助者の高齢化は深刻な状況です。加えて、その家族・親戚が一時的に介助できなくなった場合でも、他の家族・親戚に頼む人が半数であったり、どうしたらよいかわからない人がおよそ2割いるなど、緊急時の対応も十分とは言えません。

また、障がい福祉サービス等についても、自分が利用できるサービスや、その種類を把握していないことを不満とする意見も多く、障がいのある人とその家族が必要とするサービスを十分に活用できていない可能性があります。

一方で、サービス事業所においても、人材の育成・確保が課題となっていることや、相談支援員や事業所側としても、近年増えつつある市内のサービス事業所に関する情報提供を求める声が増えています。

障がいのある人が気軽に相談でき、また、障がいのある人の相談や悩みを受け付けた後、適切な支援や相談先につなぐことができる窓口への要望が、障がいのある人と相談支援員の両者から求められており、基幹相談支援センターの設置が望まれています。

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き福祉サービスの充実を図るとともに、基幹相談支援センターの設置に向けて、関係機関と協議・調整を進めます。

また、地域での生活を望む人が暮らす場としてのグループホームの充実を図るとともに、障がいのある人の地域生活を支える家族のレスパイトの支援として、必要に応じた施設等の短期利用や整備促進に向けた環境づくりに努めます。

めざすべき姿

障がいのある人とその家族が、
安心して地域で暮らし続けることができる

(1)福祉サービス等の充実

必要とする人に十分な福祉サービスの提供を図るとともに、福祉に関わる人材の確保やサービスの情報発信、関係機関の連携に努めます。

事業名	内容	担当課
各種福祉サービスによる支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法に基づき、各種訪問系・日中活動系等サービスの充実を進めます。 	障がい福祉課
サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供事業所に対し各種研修への参加を促し、障がいのある人の介護や支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者、手話通訳者等の専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。 	障がい福祉課
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援事業として、移動が困難な障がい者の、自立や社会参加の促進につながる移動支援や、障がい者の日常生活の困難を改善し実用性のある日常生活用具の給付の充実を図ります。 ● 障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活等に必要な情報の提供を行う地域活動支援センターの支援を行います。 	障がい福祉課
コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障がい等情報の取得利用、意思疎通に支援が必要な人に対し、手話奉仕員の派遣や同行援護の利用等により、意思疎通の支援を行います。 ● 意思疎通支援に係る専門的人材の養成と確保を図ります。 	障がい福祉課
介護保険事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上の高齢の障がいのある人に対して、必要な介護サービスを利用できるよう、適切な介護保険サービスの情報提供や手続き等の支援を行います。 	障がい福祉課
サービスに関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市広報やパンフレット、ホームページ及び、相談支援員等の連携を通じて、福祉サービスの種類や給付の仕組み等、サービスの周知を図ります。 	障がい福祉課
家族等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅で介護を行う人が病気等の場合に、短期間、施設への入所ができる短期入所の適切なサービス提供を推進します。 ● 障がいのある人の家族が一時的にその介護から解放され、心身のリフレッシュを図ることができるようレスパイトケアを推進します。 ● 障がいのある家族の介護を担うヤングケアラーの存在に注意を払い、福祉サービスの利用の調整や関係機関と連携しながら環境改善を図ります。 	障がい福祉課

(2)相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、サービスやケア等の相談を気軽にすることができ、適切な支援につながるよう、庁内の関係課や関係機関等との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。

事業名	内容	担当課
相談支援環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が必要な制度やサービスを的確に知ることができ、利用につながるよう、身近で気軽に相談できる環境づくりに努めます。 ● 地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置を進めます。 	障がい福祉課
計画相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所における相談員の適切な配置や、新しい相談支援事業所の設置について事業者に働きかけます。 ● 個別ケア会議を開催し、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。 	障がい福祉課
ピアカウンセリングの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の障がい特性を理解し、より適切な助言ができるよう、地域活動支援センターを中心とするピアカウンセリングやピアサポートを支援します。 	障がい福祉課



(3)保健・医療サービスの充実

障がいのある人が、必要な医療・リハビリテーションを受けることができ、疾病の予防・早期発見につなげることができるよう、保健・医療サービスを充実します。

事業名	内容	担当課
保健・医療サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健センターの保健師や栄養士などの専門職員により指導や助言を行います。また、生活習慣病の予防などの未病対策や健康教育事業に取り組みます。 ●市立病院においては、初期的な治療として効果的なりハビリテーションを実施します。 	健康づくり課 市立病院
医療的ケア児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)については、在宅で安心して保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう、大阪府及び近隣市町で支援のための協議の場を設置し、情報共有を行います。 ●重度の障がい者(児)への医療費助成を実施します。 	障がい福祉課
こころの健康への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所の実施する精神障がいのある人や家族への精神医療相談と連携するなど、こころの健康を維持していくことができる環境づくりを支援します。 ●こころの健康を保持できるよう、障がい者が抱えるさまざまな悩みの相談支援を実施します。 	障がい福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができるよう圏域の保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制の構築に努めます。 	障がい福祉課



基本方針5 地域で連携する

障がいのある人の地域での暮らしを快適にするためには、障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすい施設や環境の整備はもちろん、災害時の安全な避難方法の確保や、日常における防犯の対策が必要です。また、そのような環境づくりには、地域の一人ひとりの協力や意識の向上とともに、地域における様々な主体が連携できる関係も必要となります。

本市においては、忠岡町とともに地域自立支援協議会を設置し、障がいのある人の実態把握や、必要な支援体制の構築等の協議を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年十分な協議や検討が行えていない実状にあります。また、地域自立支援協議会やその部会での協議、関係機関の連携体制は十分でないとの意見が関係団体ヒアリングで挙げられており、その実施体制や実効性について、再度検討が必要です。

アンケートによると、災害時に避難を可能とする障がいのある人・児童は少なく、また、防災訓練や避難訓練への参加意向が低いなど、災害対策は十分とは言えません。防災対策や避難時の支援体制について検討するとともに、地域住民の防災意識の醸成と緊急時に助け合うことができる関係づくりが重要です。

また、公共施設等の整備に関しては、バリアフリー化を進めており、加えて今後は、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりとして、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備が望まれています。

地域住民及び関係団体、事業所、行政が連携して、障がいのある人の支援や課題解決に向けた市民共創のネットワーク構築をめざします。また、地域全体での防災・防犯への取組みを推進とともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づいた施設整備を引き続き行うことで、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んでいきます。

めざすべき姿

地域の人や団体が協力して、
誰もが快適に暮らすことができる

(1)連携・協働のネットワークの構築

地域における課題の解決に向け、地域自立支援協議会を中心として活用し、泉大津市内の各種事業所や関係団体等が連携して、障がいのある人への支援や取り組みを強化するとともに、市民共創のネットワーク構築・強化に努めます。

事業名	内容	担当課
自立支援協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会を中心として、各部会での情報共有と個別ケースへの対応協議等を行い、連携のためのネットワークの構築や地域の課題解決に努めます。 	障がい福祉課
NPO・ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人を支援するボランティア活動の担い手となるNPO法人やボランティアグループ・団体と適切な連携を図ります。 ● 泉大津市ががんばる市民公益活動応援補助金や、市民活動支援センターの活動拠点としての利用促進により、市民の自発的な活動を支援します。 	福祉政策課 市民協働推進課
障がい者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の障がい者団体との情報共有及び助成を行い、その活動を支援します。 	障がい福祉課
市民共創の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の多様な力を活用した障がい福祉施策の展開を図る仕組みの構築を進めます。 	障がい福祉課



(2)防犯・防災対策の充実

防災・防犯に関する意識の高揚を図る啓発を行うとともに、防災訓練への障がいのある人の参加を促し、各種訓練内容の充実を図ります。

また、障がいのある人の犯罪や事故、消費者被害を防ぐための啓発や見守りに努めます。

事業名	内容	担当課
防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が、犯罪や事故、消費者被害に巻き込まれないように、警察署や地域住民などとの連携により、地域における見守り体制の構築を図ります。 	市民協働推進課
消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉部局・社会福祉協議会・地域包括支援センター・消費者問題研究会(市民団体)等が連携し、情報共有や必要に応じた個別のケース会議を実施し、消費者被害防止を図ります。 	人権くらしの相談課
障がいに応じた避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等による避難指示や高齢者等避難が出された場合には、市や民生委員・児童委員・福祉委員等が、事前に登録されている障がいのある人の安否確認と併せ、避難・誘導等の適切な支援が行えるよう体制の強化に努めます。 ● 手話のできる人材の確保・養成や筆談用具の備蓄など避難時や避難所等でのコミュニケーション支援の改善、障がいのある人に配慮した避難所環境の整備を図ります。 	障がい福祉課 危機管理課
地域における防災対策の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難訓練への実施と周知を行うとともに、訓練を通じて、地域ごとの自主的な防災訓練の促進と、地域住民のふれあい、知り合いになる交流の場としていきます。 ● 障がい福祉事業所の利用者や職員等が地域住民とともに防災訓練に参加できるよう、周知方法や訓練内容の工夫を進めます。 	障がい福祉課 危機管理課



(3)福祉のまちづくりの推進

障がいのある人の住む場所を確保するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインを進めることで、誰もが暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

事業名	内容	担当課
障がいのある人の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム等の確保に向けた事業所との連携に努めるとともに、既存の住宅については、住宅改造助成制度の活用による住環境の改善を促進します。 	障がい福祉課
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営住宅においては、障がいのある人のいる世帯や高齢者世帯の優先入居を図るとともに、府営住宅における優遇制度についての情報提供を行います。 ● 総合的な判断に基づき、各市営住宅におけるバリアフリー化を進めます。 	建築住宅課
ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー法の活用やユニバーサルデザインを踏まえるとともに、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、鉄道駅やよく利用する市役所庁舎や市立病院等の公共施設、大型商業施設及びそれらを結ぶ道路等の施設改修等を進め、誰もが利用しやすいまちづくりに努めます。 	都市づくり政策課
障がいのある人の入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間賃貸住宅業者への障がいのある人に対する理解を促進するため、障がいのある人や高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅についての大阪府の登録制度(大阪あんしん賃貸支援事業)の情報提供、生活支援等も行う居住支援法人の紹介を行います。 	建築住宅課



第5章 計画の推進体制

1. 推進体制の充実

(1) 市内推進体制の充実

本計画に基づく諸施策の実施については、福祉部門だけでなく、保健、医療、教育、住宅、まちづくり、危機管理等、市内での連携のもとに推進していくことが必要です。

このため、関連部署及び関連機関との協議・調整を行い、連携・協力体制を充実していきます。

(2) 市民の参画と協働による推進

本計画は、障がいのある人とともに暮らし、ともに支えあう地域社会の実現をめざしています。このため、計画の推進には市だけでなく、障がいのある人やその家族、それを支えている個人や団体、事業者など多くの市民の協力と連携が必要です。

障がいのある人自身によるさまざまな市民活動や、市民と行政の協働による市民共創の取り組みを推進していく環境を整備します。

(3) 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて関係機関との協議により「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－処置・改善（Action）」の「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。

2. 計画の広報・周知

市民の参画と協働により計画を推進していくためには、本計画について市民に十分に理解し協力いただくことが必要であり、広く周知するとともに、支援への参画等を働きかけていきます。

3. 国・府等の動きの反映

(1) 国・府等の計画

本計画を推進していくため、障がいのある人のニーズの把握に努め、施策の運営に適切に反映していきます。また、国の第5次障害者基本計画や、大阪府の第5次大阪府障がい者計画に基づき計画を推進するとともに、今後の法制度の動向や社会情勢の変化等を踏まえて、柔軟に対応していきます。

(2) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通の目標です。

SDGsの考え方とは、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、統合的な取組として推進しながら、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、17の国際目標（ゴール）を設定し、すべての国、すべての人が実現に向けて役割を果たそうとするものです。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取組を推進するものです。



資料編

1. 泉大津市第5次障がい者計画策定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 障がい者のための施策に関する基本的な計画として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定される障がい者計画（以下「計画」という。）を策定するため、泉大津市第5次障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、障がい福祉サービスを利用する障がい者、社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者、学識経験を有する者等をもって組織する。

2 委員は、15名以内とする。

3 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、審議の状況等から、やむを得ず非公開とする必要が生じた場合は、委員会に諮り、会議の途中においても当該会議を非公開にすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会に出席した者その他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしはならない。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、保険福祉部障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

2. 泉大津市第5次障がい者計画策定委員会委員名簿

敬称略

役職	氏名	所属機関及び役職名等
委員長	小田 浩伸	大阪大谷大学教育学部長
副委員長	川西 真由美	泉大津市ふれあいキャンペーン実行委員会委員長
委員	西川 政子	泉大津市身体障害者福祉会副会長
委員	寺本 百代	泉大津手をつなぐ親の会
委員	竹内 滋子	泉大津市・忠岡町精神障害者家族会 ひまわり家族会
委員	高寺 壽	泉大津市社会福祉協議会会長
委員	今塩屋 幸江	泉大津市民生委員児童委員協議会障害者福祉部会
委員	向山 和子	大阪府立和泉支援学校教頭
委員	喜多 俊和	泉大津市立条南小学校校長
委員	今村 隆幸	泉大津公共職業安定所統括職業指導官
委員	森 真規	泉州北障害者就業・生活支援センター就業支援員
委員	高垣 理衣	公募市民
委員	中尾 千鶴江	公募市民

3. 泉大津市第5次障がい者計画策定経過

年月日	事項	内容
令和4年7月	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 書面開催(アンケート調査内容の検討)
令和4年7月28日 ～ 令和4年8月15日	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人、サービス事業所、企業、大阪府民への調査
令和4年9月 ～ 令和4年10月	団体・事業所ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業所、関係団体へのヒアリング
令和4年10月11日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果の報告 ● 計画骨子案の検討
令和4年11月11日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案の検討
令和4年12月19日 ～ 令和5年1月18日	パブリックコメント	
令和5年●月●日	第4回策定委員会	

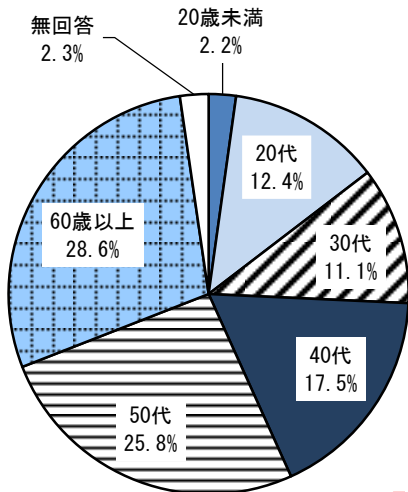
4. アンケート調査結果

(1)障がい者アンケート及び障がい児(18歳未満児童)アンケート

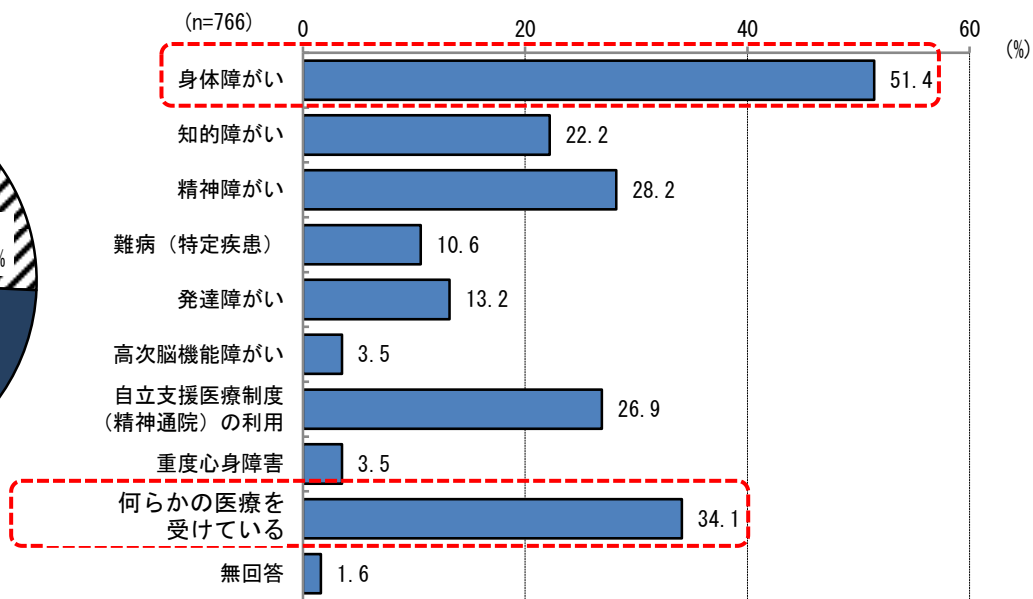
①回答者

- ✓ 障がい者アンケートの回答者は、身体障がいの人や、50歳以上の方が半数以上を占めています。また、3割以上が何らかの医療を受けています。

■年齢

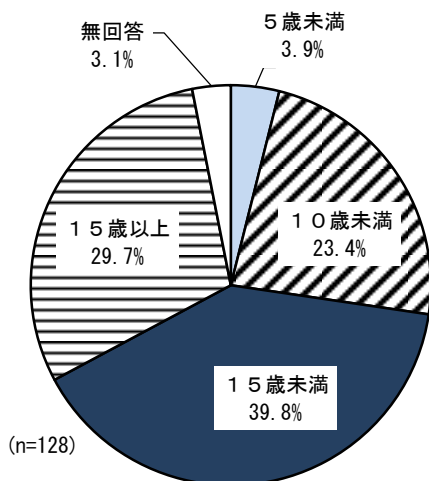


■障がい等の状況

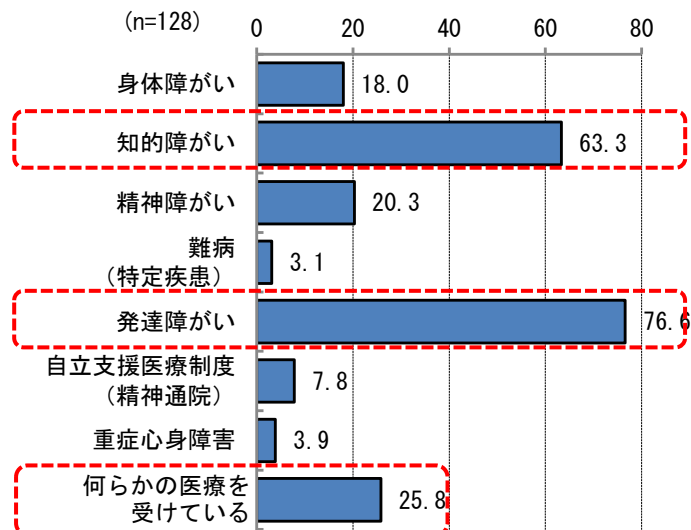


- ✓ 障がい児アンケートの回答者(18歳未満児童)は、知的障がいや発達障がいの児童が6~7割を占めています。また、2割以上が何らかの医療を受けています。

■年齢



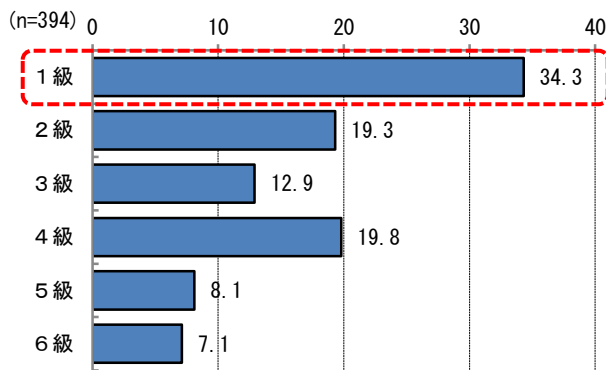
■障がい等の状況



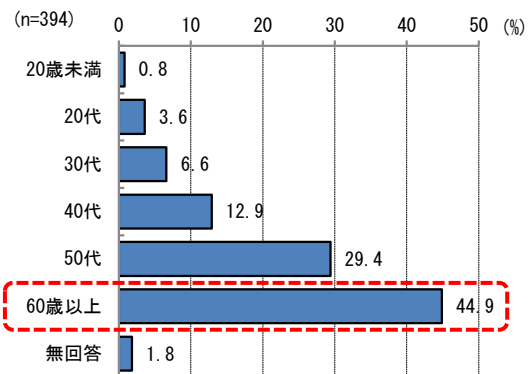
②身体障がいのある人

- ✓ アンケート回答者で身体障がいのある人は、特に高齢な人が多く、50歳以上が7割以上を占めています。また、等級1級の重度の人が多い状況です。
- ✓ 一般の企業で働いている人が3割以上であり、その半数が勤務条件等に違いがない正社員として働いています。

■等級



■年齢



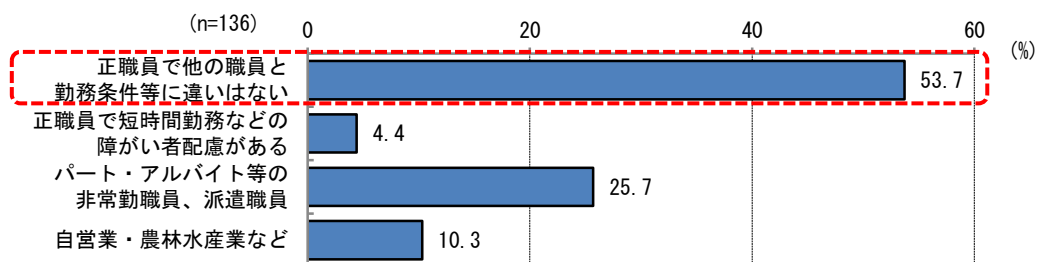
■現在の暮らし方上位3位

1	家族と暮らしている	77.4%
2	ひとりで暮らしている	13.2%
3	グループホームで暮らしている	2.0%
3	病院に入院している	2.0%

■日中の過ごし方上位3位

1	自宅で過ごす	47.5%
2	一般の企業で働く	34.5%
3	自分のものを買い物にでかける	19.8%

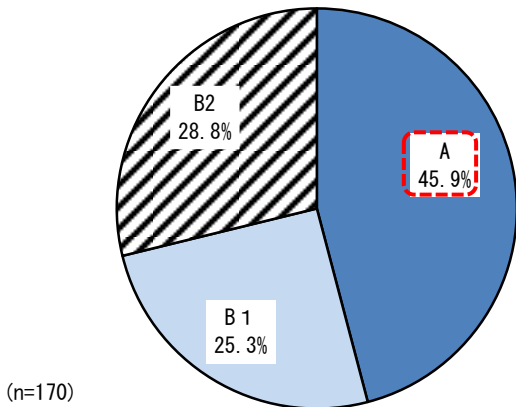
■勤務形態



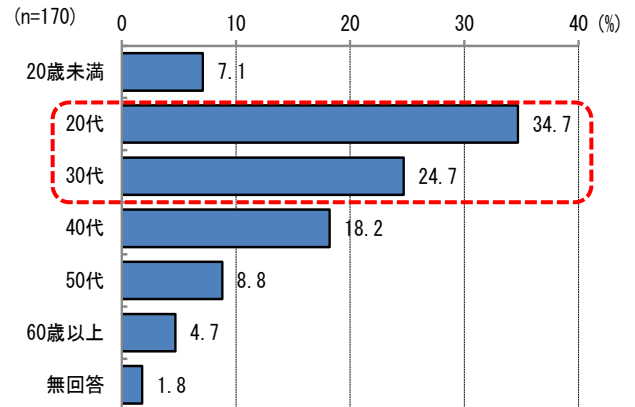
③知的障がいのある人

- ✓ アンケート回答者で知的障がいのある人は、特に若い世代が多く、20～30代が半数を占め、等級がAの重度の人が多くなっています。
- ✓ 日中の過ごし方は自宅で過ごすか事業所での就労や通所する人、一般企業で働く人など様々です。一般企業で働いている場合は、パート・アルバイト等であることが多くなっています。

■等級



■年齢



■現在の暮らし方:上位3位

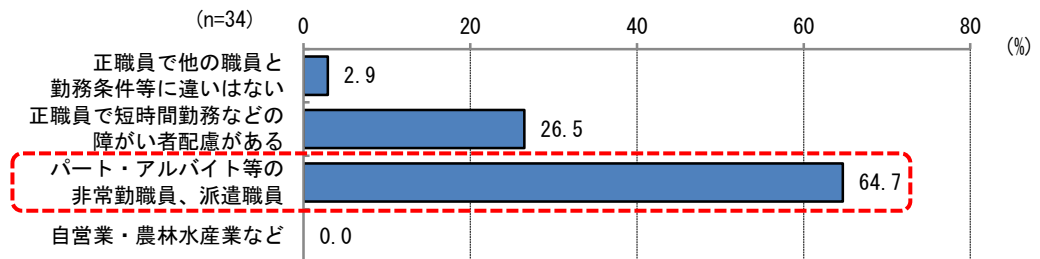
1	家族と暮らしている	77.1%
2	グループホームで暮らしている	10.0%
3	ひとりで暮らしている	7.1%

■日中の過ごし方:上位5位

1	自宅で過ごす	30.6%
2	就労継続支援B型事業所で働く	26.5%
3	通所施設(生活介護などを含む)に通う	23.5%
4	一般の企業で働く	20.0%
5	自分のものを買いにでかける	18.2%



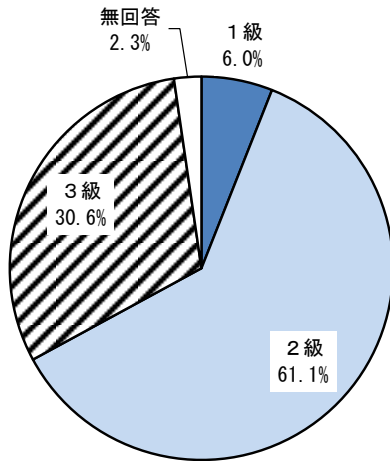
■勤務形態



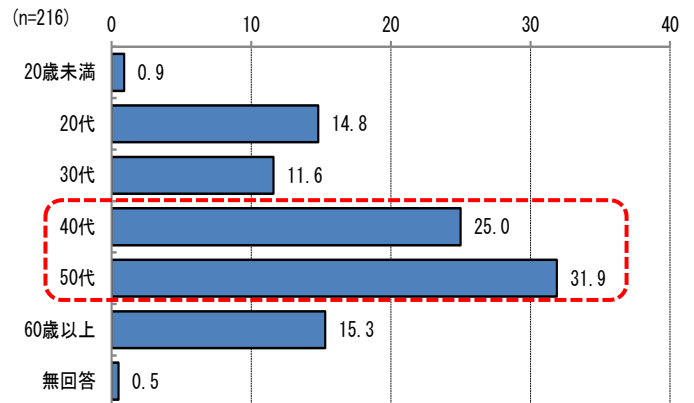
④精神障がいのある人

- ✓ アンケート回答者で精神障がいのある人は、40～50歳代が半数を占め、等級は2級が多くなっています。
- ✓ 自宅で過ごす人が半数以上であり、一般企業で働いている場合は、パート・アルバイト等であることが多くなっています。

■等級



■年齢



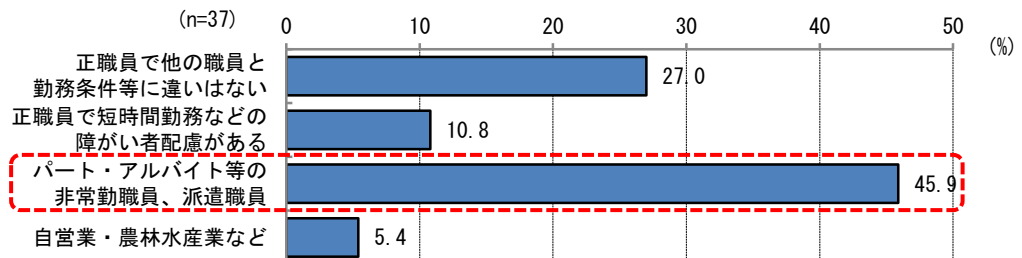
■現在の暮らし方:上位3位

1	家族と暮らしている	63.9%
2	ひとりで暮らしている	26.9%
3	病院に入院している	3.2%

■日中の過ごし方:上位3位

1	自宅で過ごす	56.5%
2	自分のものを買い物にでかける	26.9%
3	一般の企業で働く	17.1%
4	就労継続支援B型事業所で働く	16.7%
5	病気・障がいなどの治療・リハビリ	14.4%

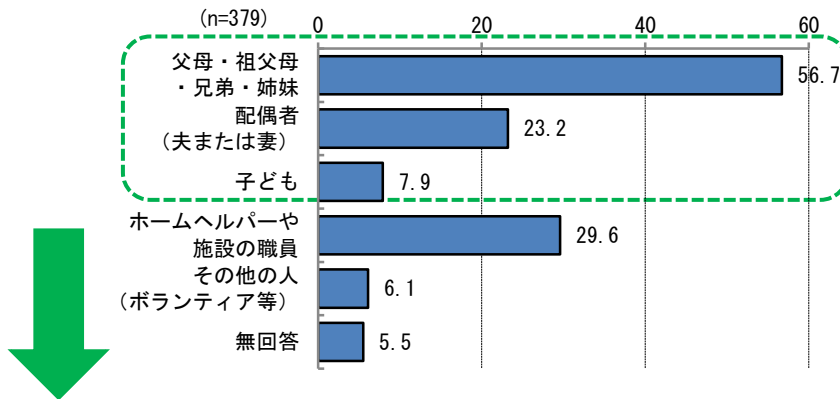
■勤務形態



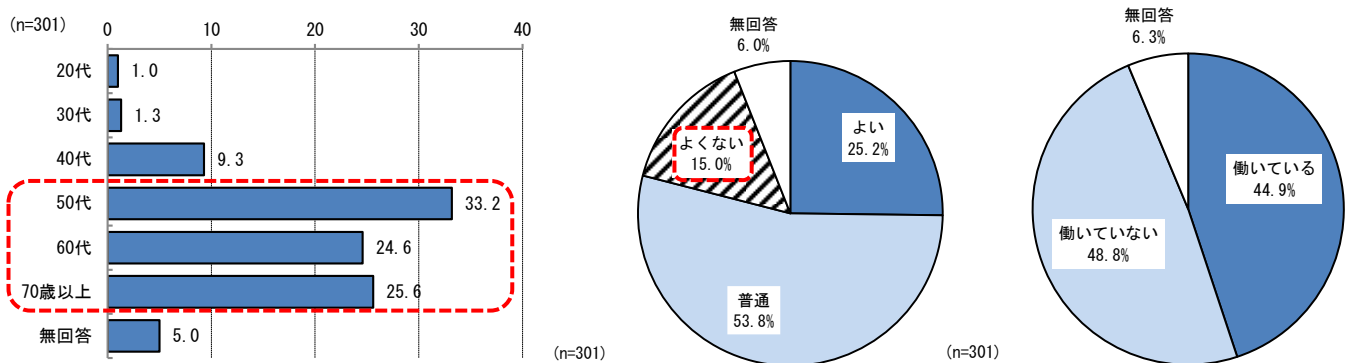
⑤介助者について

- ✓ 主に介助を担う人は、親族である人が多く、また、介助できなくなった場合の支援依頼先も家族・親族が多くなっています。
- ✓ 現在の介助者は、50代以上が8割以上を占めており、体調がよくない状態の人も15.0%います。

■介助者



■介助者の年齢と健康・就労状態



■一時的に介助できなくなった場合に支援を頼む先:上位4位

1	家族・親せきに頼む	47.5%
2	ホームヘルパーに頼む	20.3%
3	わからない	18.9%
4	ショートステイを利用する	18.3%

⑥相談・外出について

- ✓ 相談窓口には、障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面の相談や、福祉の専門職を配置した相談窓口など、専門性の高い相談先が求められています。
- ✓ 外出に必要な支援として、身体障がいや難病の人は段差や設備の不便さをあげ、知的、精神、発達障がいのある人や18歳未満児童は困った時の支援を求めています。

■相談窓口に希望すること

		身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病	発達障がい	医療的ケア	障がい児
1	障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談	27.7%	28.2%	26.4%	37.0%	31.7%	35.2%	28.1%
2	福祉の専門職を配置した相談窓口の整備	28.4%	29.4%	23.6%	29.6%	34.7%	28.0%	42.2%
3	将来の自立生活に向けた指導や相談	13.2%	47.1%	34.3%	18.5%	50.5%	23.8%	60.2%
4	医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談	24.1%	27.6%	22.2%	29.6%	28.7%	25.7%	49.2%
5	家族の悩みを受け止める家族相談員	12.2%	27.6%	17.1%	12.3%	24.8%	13.8%	32.8%
—	学校での授業の理解や友人などとの人間関係についての相談体制							45.3%

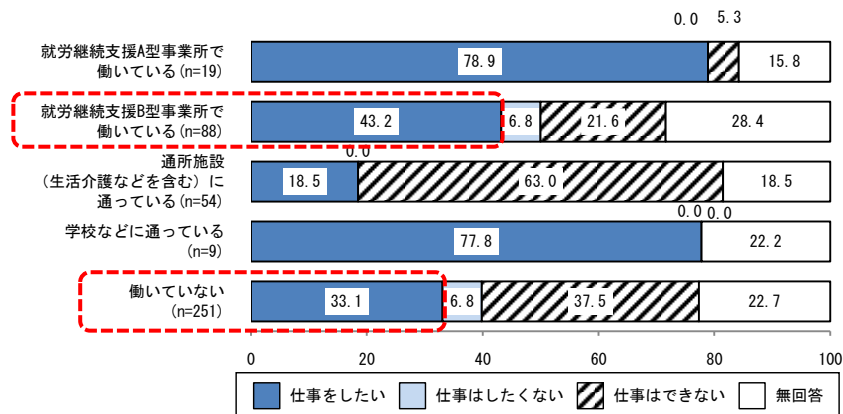
■外出時の問題

	1位	2位	3位
身体障がい	困っていることはない(29.2%)	道路や駅に階段や段差が多い(22.8%)	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)(19.3%)
知的障がい	困った時にどうすればいいのか心配(32.9%)	困っていることはない(23.5%)	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい(21.8%)
精神障がい	外出にお金がかかる(30.1%)	困った時にどうすればいいのか心配(25.9%)	周囲の目が気になる(23.1%)
難病	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)(28.4%)	道路や駅に階段や段差が多い(24.7%)	外出にお金がかかる(23.5%)
発達障がい	困った時にどうすればいいのか心配(33.7%)	困っていることはない(26.7%)	外出にお金がかかる(24.8%)
医療的ケア	困っていることはない(23.4%)	外出にお金がかかる(22.2%)	困った時にどうすればいいのか心配(19.2%)
18歳未満児童全体	困った時にどうすればいいのか心配(33.6%)	困っていることはない(25.8%)	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい(17.2%)

⑦就労支援について

- ✓ 就労していない人やB型事業所で就労している人の3～4割は就労希望があります。
- ✓ 障がいのある人の就労に必要なとする支援、企業、障がいのない人に希望することは、いずれも障がいへの理解に関連することが多くなっています。

■就労意向



■必要な就労支援

		身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病	発達障がい	医療的ケア
1	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	51.5%	61.2%	63.0%	51.9%	79.2%	54.0%
2	職場の障がい者理解	40.6%	57.1%	53.7%	40.7%	72.3%	42.9%
3	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	45.4%	39.4%	58.3%	48.1%	47.5%	50.6%
4	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	34.5%	29.4%	41.7%	38.3%	33.7%	36.4%
5	短時間勤務や勤務日数等の配慮	31.2%	29.4%	44.9%	37.0%	36.6%	34.9%

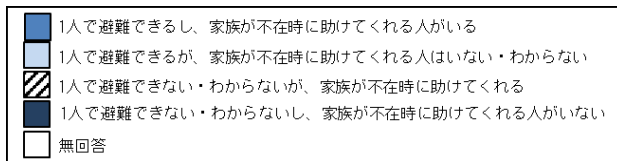
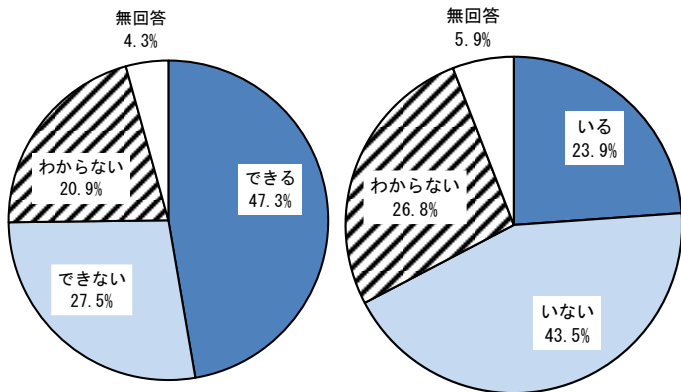
■企業や障がいのない従業員に希望すること

■職場や一緒に働く人に求めること(障がい別)		身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病	発達障がい	医療的ケア
1	職場で障がいに対する理解	38.8%	59.4%	55.1%	43.2%	76.2%	44.8%
2	障がいのある人にあつた仕事内容	40.6%	55.3%	48.1%	46.9%	63.4%	41.8%
3	職場での人間関係の構築	33.0%	47.1%	54.6%	25.9%	67.3%	40.6%
4	職場での障がい者差別・偏見の解消	26.4%	41.2%	41.7%	28.4%	49.5%	31.8%
5	仕事を教えてくれる人の存在	17.8%	50.6%	44.4%	18.5%	59.4%	28.0%

⑧災害時について

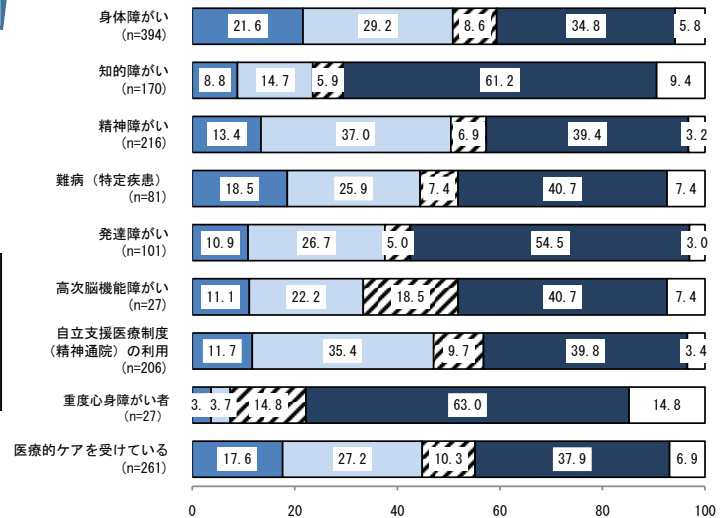
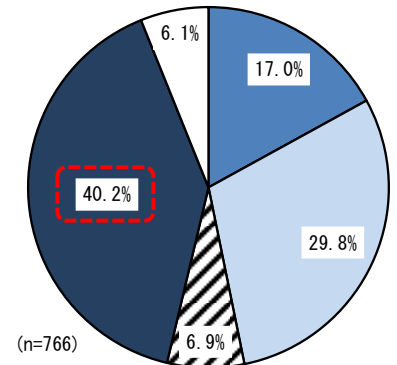
- ✓ 災害時に避難を困難とする人が障がいのある人の全体のうち 40.2%であり多くを占めており、特に知的、発達障がいの人が多くなっています。
- ✓ また、防災訓練や避難訓練に参加したくない人も 35.5%と多く、面倒や理由がないなど防災への関心の低さが伺えます。

■災害時に一人で避難できるか

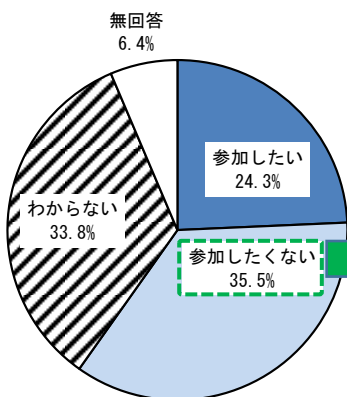


■災害時に避難可否

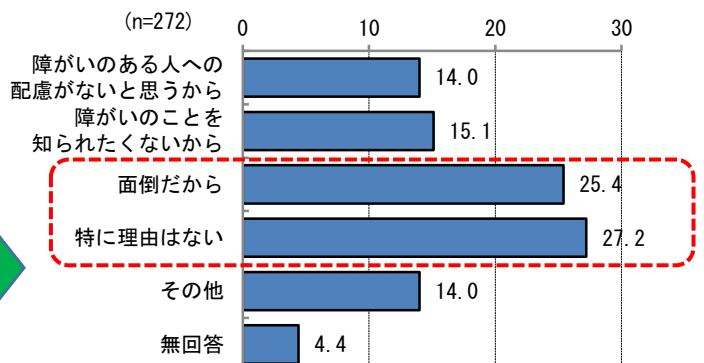
(逃げられない・助けてくれる人がいない人の確認)



■地域で防災訓練や避難訓練があれば参加したいか



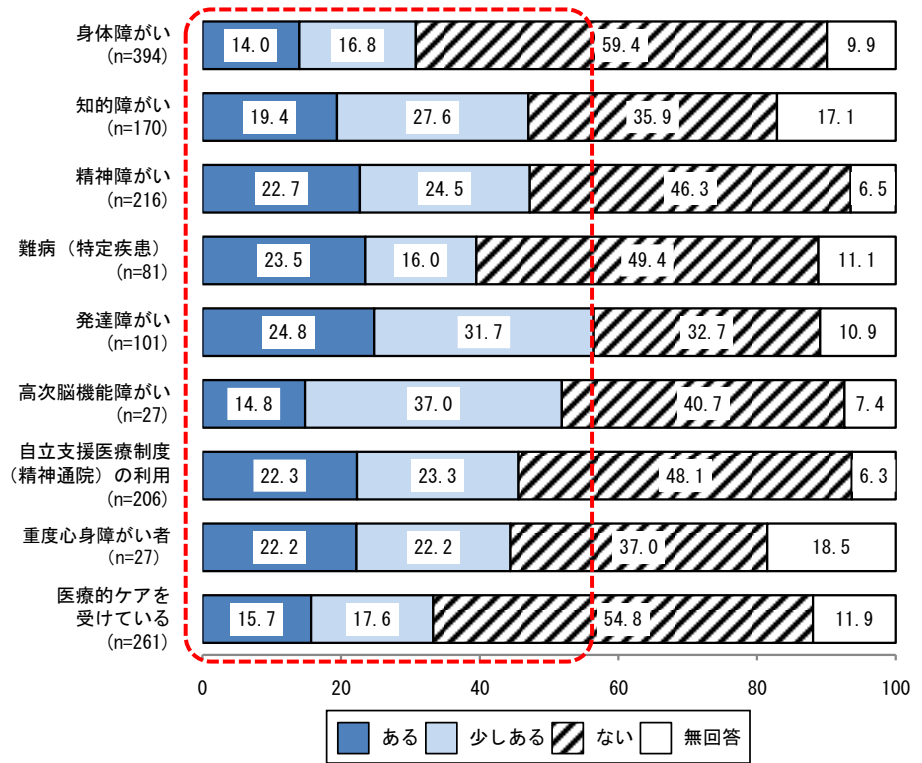
■防災訓練や避難訓練に参加したくない理由



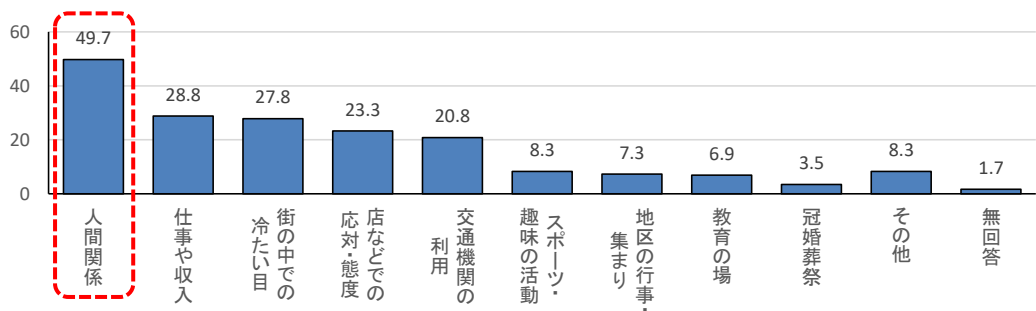
⑨差別や偏見について

- ✓ 3年以内に差別や嫌な思いをした人は、知的、精神、発達障がいの人が4～5割、身体障がいの人は3割と少なくありません。
- ✓ 特に人間関係や街の中の冷たい視線など、地域や周囲の人が関わることで嫌な思いをしていることが多くなっています。

■差別の有無



■差別を受けた場面

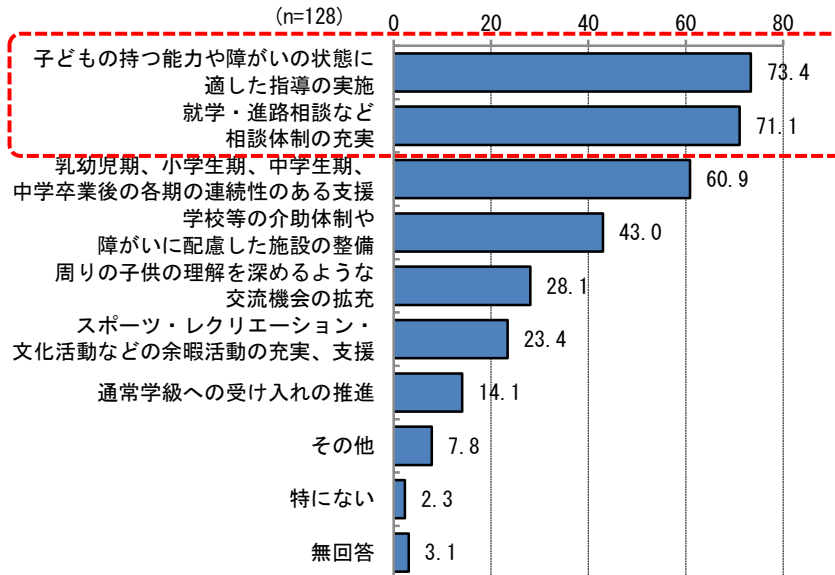


	1位	2位	3位
身体障がい	人間関係 (36.4%)	交通機関の利用 (32.2%)	街の中での冷たい目 (26.4%) 店などでの対応・態度 (26.4%)
知的障がい	街の中での冷たい目 (40.0%)	人間関係 (36.3%)	店などでの対応・態度 (23.8%)
精神障がい	人間関係 (70.6%)	仕事や収入 (36.3%)	街の中での冷たい目 (25.5%)
難病	店などでの対応・態度 (34.4%)	人間関係、街の中での冷たい目、交通機関の利用 (28.1%)	
発達障がい	人間関係 (52.6%)	仕事や収入 (28.1%)	街の中での冷たい目 (26.3%)
医療的ケア	人間関係 (44.8%)	街の中での冷たい目 (34.5%)	仕事や収入 (26.4%)
18歳未満児童全体	学校・保育所・認定こども園 (60.6%)	人間関係 (40.9%)	街の中での冷たい目 (30.3%)

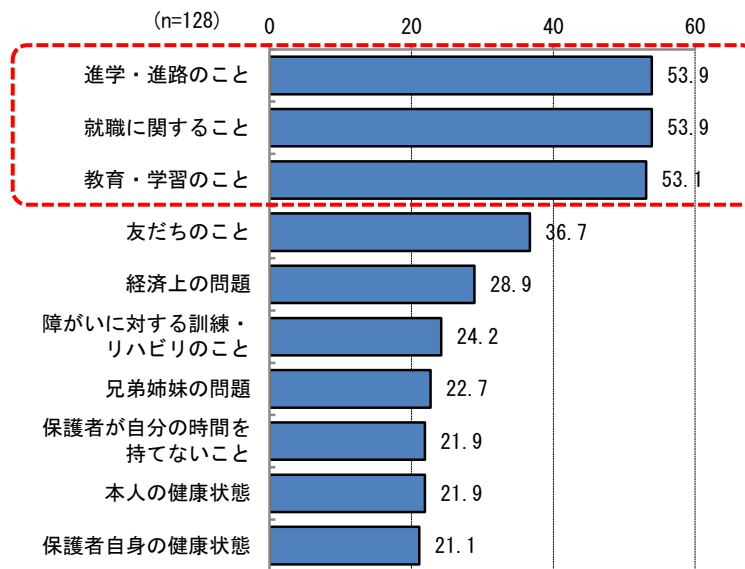
⑩育成・教育について

- ✓ 保護者は育成・教育に対して個々に適した指導を行うことと、相談体制を望むことが多くなっています。
- ✓ また、保護者は進学・進路・就職等の将来的な悩みを抱えていることが多い傾向にあります。

■育成・教育に関して希望する支援



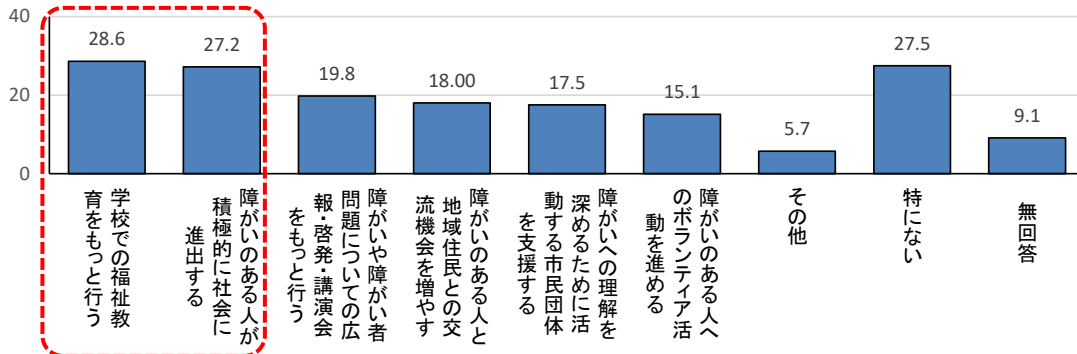
■保護者の悩み



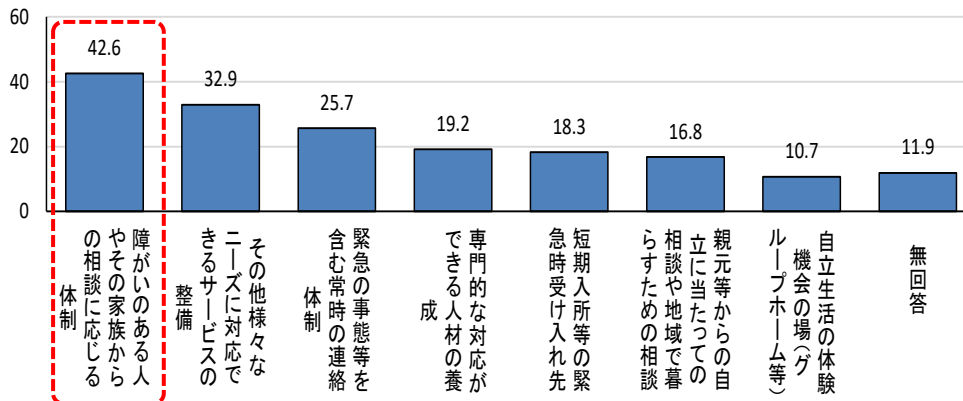
⑪各種施策について

- ✓ 福祉教育の推進や、障がいのある人の社会参加が理解促進に必要と考えられており、また、地域での暮らしに必要な体制としては、相談支援体制が重要視されています。
- ✓ 施策としての優先改善分野としては、療育・教育分野と社会参加の分野が該当しています。
- ✓ 次点の改善分野としては、障がいのある人への理解や、就労に関する支援、情報の入手が該当しています。

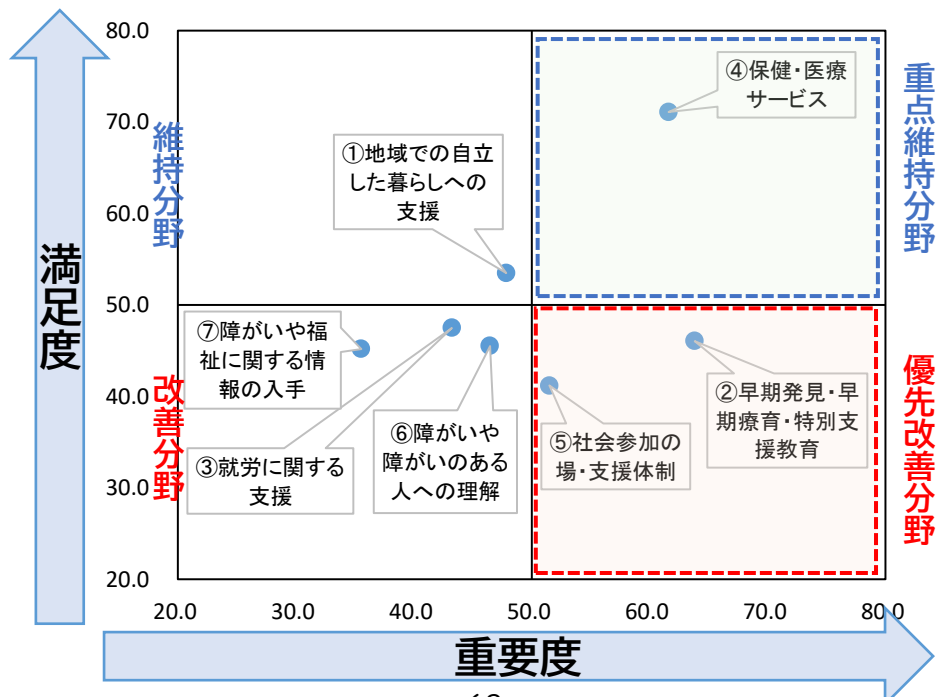
■市民からの理解を深めるために必要なこと



■安心して暮らせるまちにするために必要な支援



■泉大津市での生活への満足度・重要度

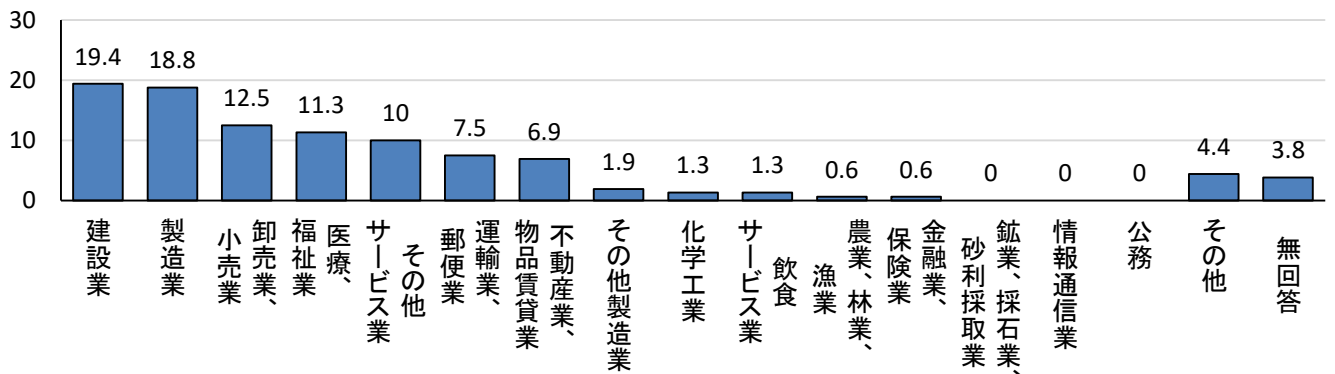


(2)企業アンケート

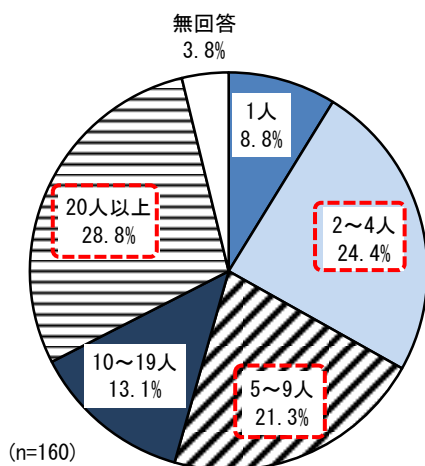
①回答企業

- ✓ 回答企業は、建設業・製造業がおよそ2割で、従業員数は20人以上の企業がおよそ3割を占めています。
- ✓ 現在7割以上の企業が障がい者を雇用していません。他に比べると身体障がい者の雇用率は比較的高くなっています。
- ✓ 従業員が少ない企業ほど雇用率が低く、知的・精神障がい者の雇用は従業員が4人以下の企業では0%となっています。
- ✓ 製造業、サービス業は、比較的知的障がい、精神障がい者の雇用が多くなっています。

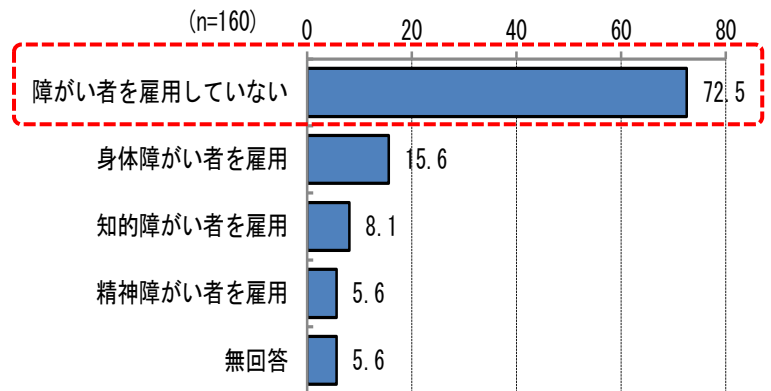
■主な業種



■従業員数



■障がい者の雇用状況



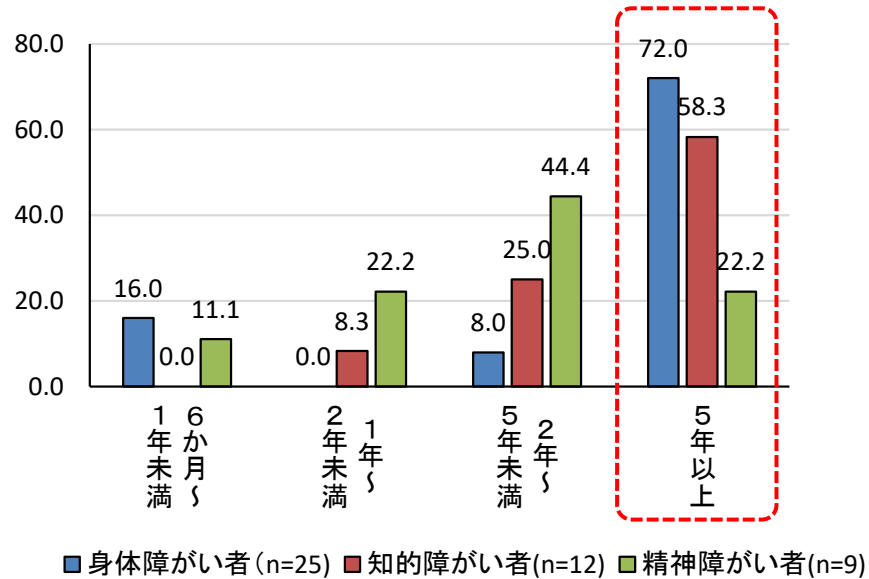
■障がい者の雇用状況

	調査数	雇用身体障がい者を (%)	雇用知的障がい者を (%)	雇用精神障がい者を (%)	し障がい者を雇用しないを雇用 (%)	無回答 (%)
全体	160	15.6	8.1	5.6	72.5	5.6
1人	14	7.1	0.0	0.0	85.7	7.1
2~4人	39	2.6	0.0	0.0	92.3	5.1
5~9人	34	14.7	0.0	2.9	76.5	5.9
10~19人	21	9.5	9.5	0.0	66.7	14.3
20人以上	46	34.8	23.9	17.4	47.8	2.2

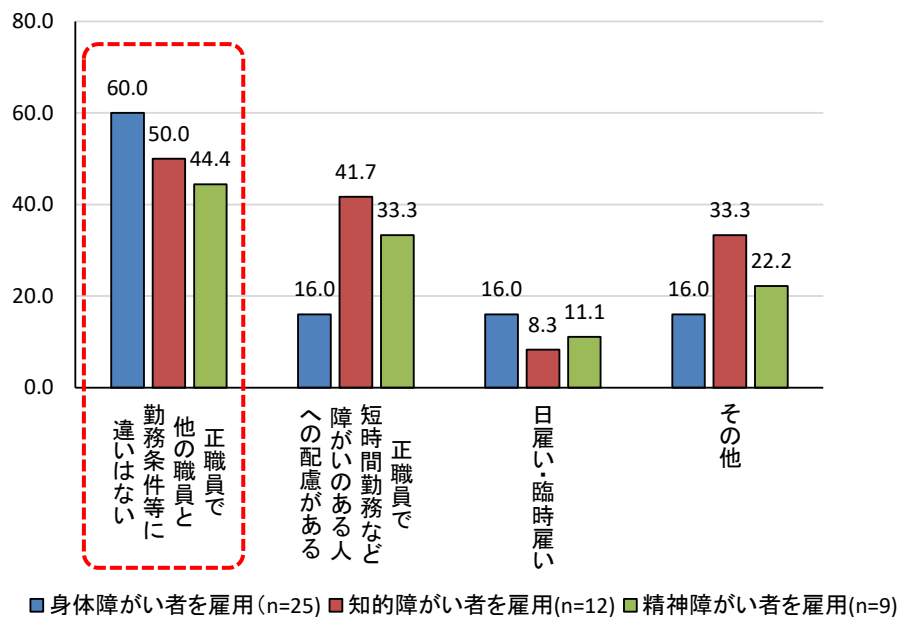
②雇用している障がい者について

- ✓ 身体・知的障がい者は6～7割が5年以上勤続していますが、精神障がい者は2割となっています。
- ✓ いずれの障がいをもつ人でも多くが正職員として就労しています。

■雇用期間



■就労形態



③雇用している障がい者について

- ✓ 知的障がい者や精神障がい者を雇用している(できる)企業は、社会的責任を果たし、障がいへの理解促進が進んでいると考えていることが多い傾向にあります。
- ✓ 障がい者を雇用していない理由として、建設業や製造業においては業務内容が障がいのある人に適したものではないとあげた企業が5割となっています。

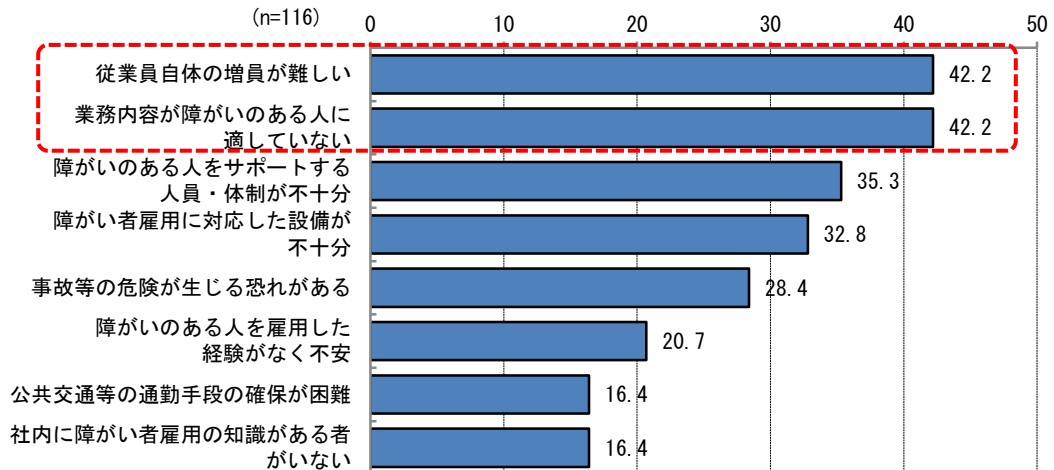
■障がい者雇用の利点

(%)

	調査数	働いてもらって	理解が深まった	障がいのある人に	社会的責任を	達成できた	障がい者雇用率を	他の従業員に	業務内容の見直し等	整備、改善された	改善された	良い顧客や地域住民から	障がいがあるお客様	その他	無回答
全体	43	51.2	34.9	27.9	20.9	7.0	4.7	2.3	2.3	0.0	0.0	9.3	11.6		
身体障がい者を雇用	25	52.0	32.0	20.0	28.0	8.0	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	4.0	8.0		
知的障がい者を雇用	12	41.7	50.0	58.3	16.7	16.7	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	8.3	8.3		
精神障がい者を雇用	9	44.4	44.4	77.8	22.2	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	11.1		

■障がい者を雇用しない理由:上位7位

(n=116)

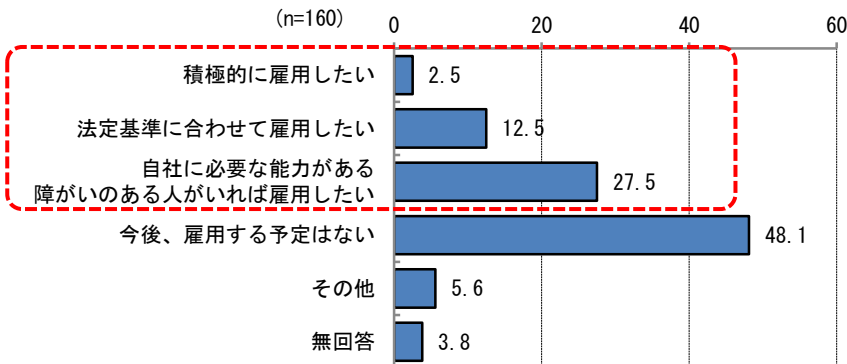


業種別	1位	2位	3位
建設業	業務内容が障がいのある人に適していない (50.0%)	事故等の危険が生じる恐れがある (34.6%)	従業員自体の増員が難しい (30.8%)
製造業	業務内容が障がいのある人に適していない (50.0%)	従業員自体の増員が難しい (38.9%)	障がい者雇用に対応した設備が不十分 障がいのある人をサポートする人員・体制が不十分 (33.3%)
卸売業、小売業	従業員自体の増員が難しい (64.7%)	障がい者雇用に対応した設備が不十分 障がいのある人をサポートする人員・体制が不十分 (58.8%)	
サービス業	従業員自体の増員が難しい (54.5%)	業務内容が障がいのある人に適していない (45.5%)	障がいのある人をサポートする人員・体制が不十分 (27.3%)
医療、福祉業	障がいのある人をサポートする人員・体制が不十分 (58.3%)	従業員自体の増員が難しい 業務内容が障がいのある人に適していない (33.3%)	

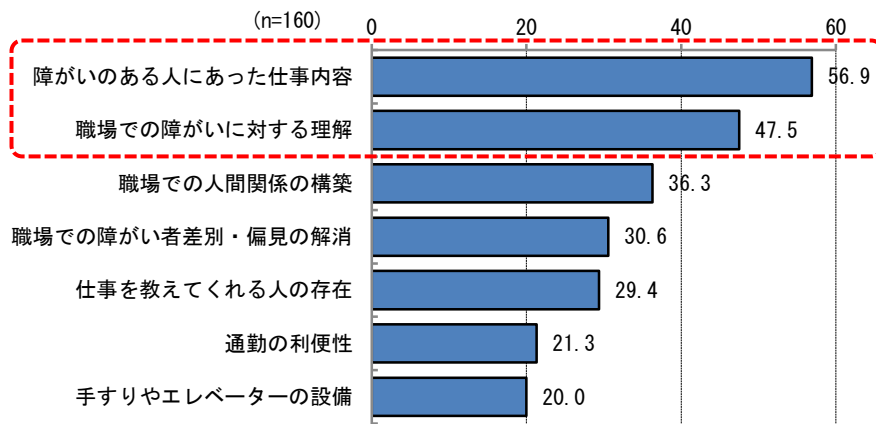
④雇用している障がい者について

- ✓ 42.5%の企業が何らかの形で障がい者の雇用を検討しています。
- ✓ 企業側に必要なことは「障がいのある人にあつた仕事内容」と「職場での障がいに対する理解」、障がいのない人(一緒に働く人)側に必要なことは「仕事内容や指導方法に関する事前説明」と「適切なコミュニケーション方法の周知」の意見が多くなっています。

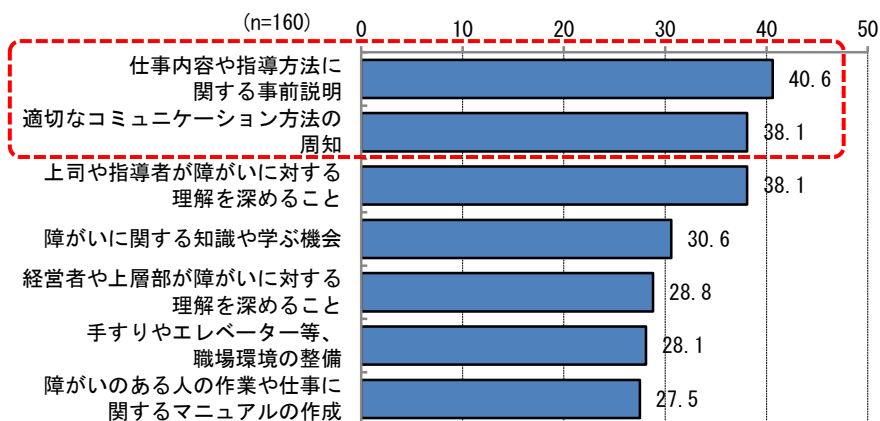
■障がい者雇用の展望



■障がい者雇用に対して企業が必要と考えること:上位7位



■障がい者雇用に対して障がいのない人が必要と考えること:上位7位

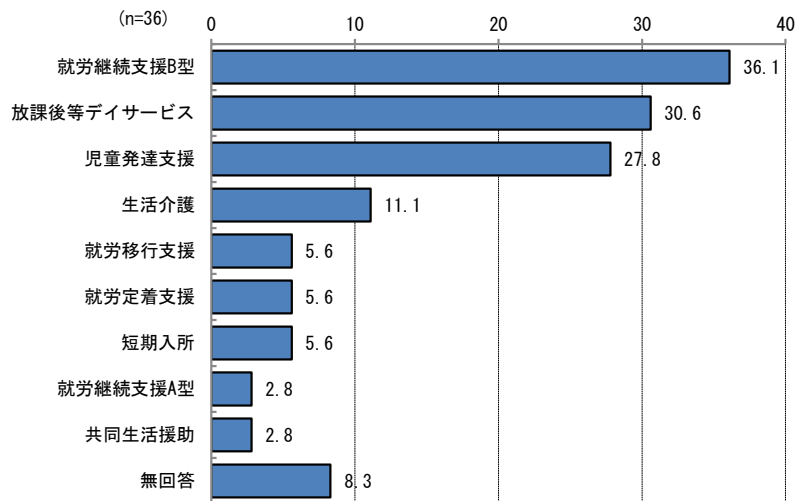


(3)障がい福祉サービス事業所アンケート

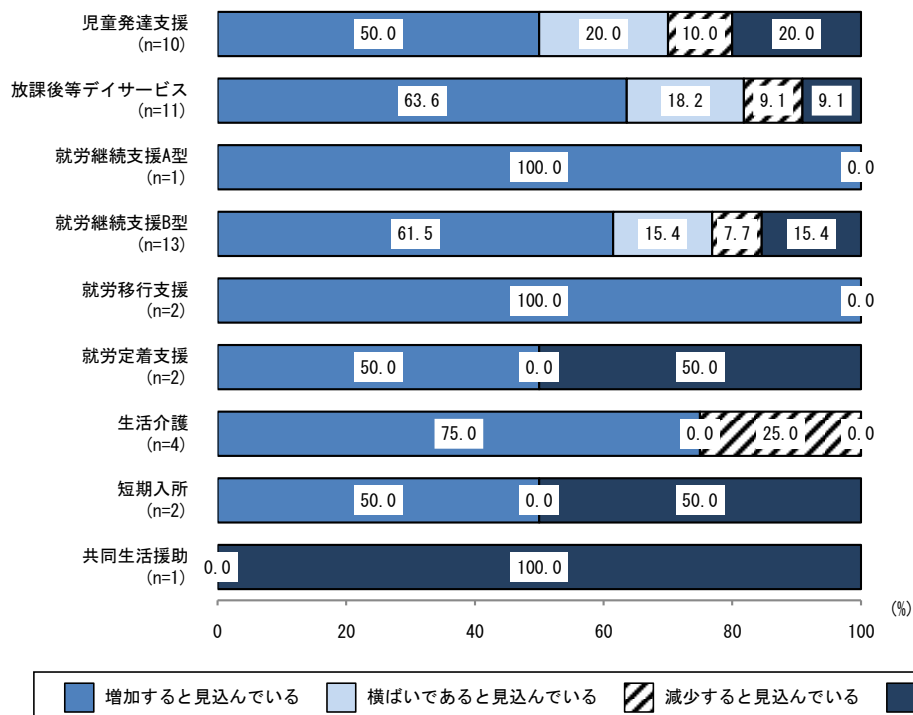
①回答事業所について

- ✓ 就労継続支援B型や放課後等デイサービス、児童発達支援を実施している事業所が多くなっています。
- ✓ ほとんどの事業所で利用者が「増加すると見込んでいる」の回答が多くなっています。

■実施しているサービスの種類



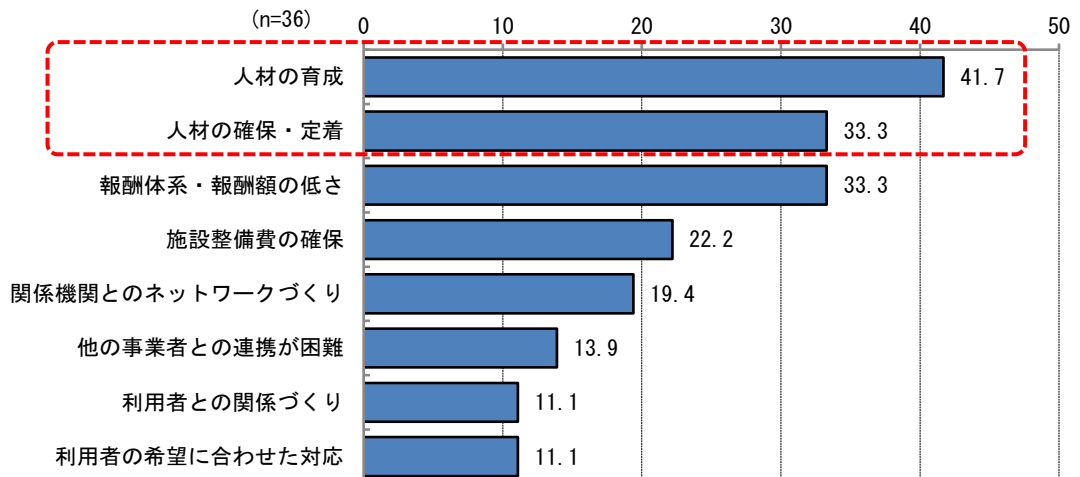
■利用者数変化の見込み



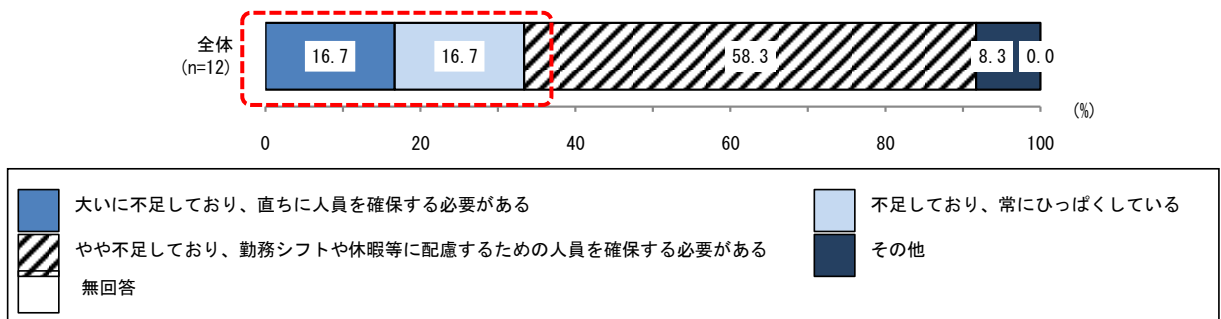
②事業所の課題について

- ✓ 事業所の多くが、人材の育成や、人材の確保・定着といった人材面での課題を抱えています。
- ✓ また、人材の確保・定着を課題としているところの3割は直ちに人員確保が必要であったり、常にひっばくしている状況です。
- ✓ 現在実施している人材の育成に関しては、研修への参加や、自主学習等への支援が多くなっています。

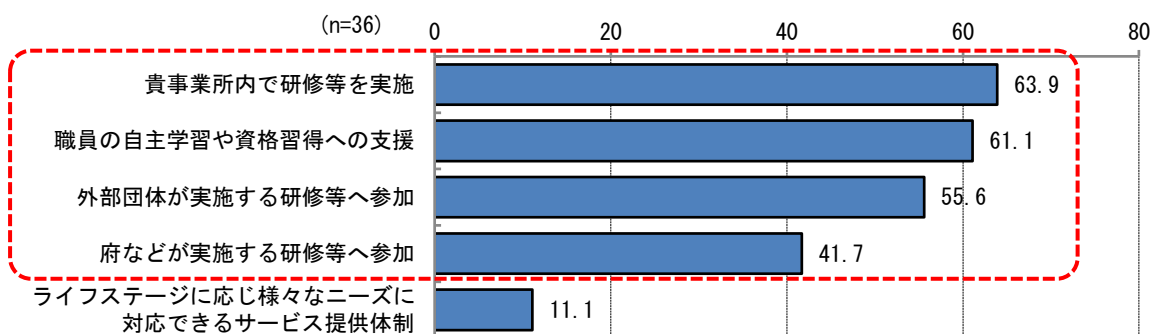
■事業所運営における課題:上位8位



■事業所での職員配置状況



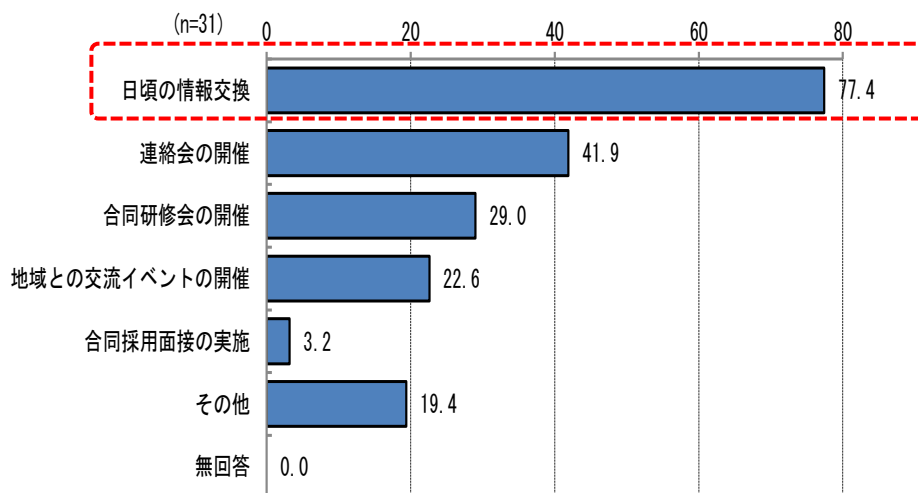
■人材育成の取組:上位5位



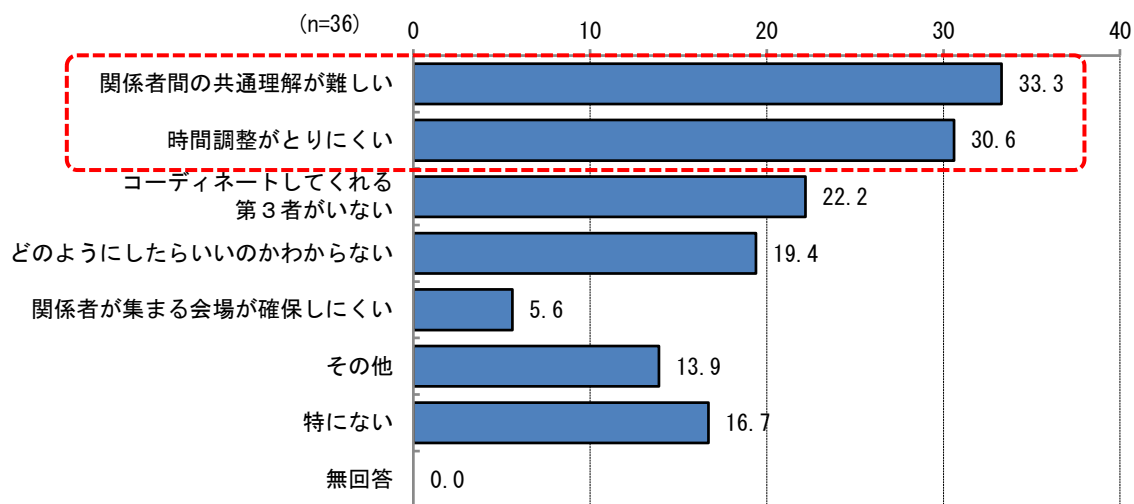
③連携・協働について

- ✓ 現在の事業所間での連携は日頃の情報交換が多くなっています。
- ✓ 連携するにあたっての課題としては、関係者間の共通理解や、時間調整が困難であることが挙げられています。

■他の事業所・団体との連携内容：上位8位



■他の事業所・団体との連携の課題：上位8位

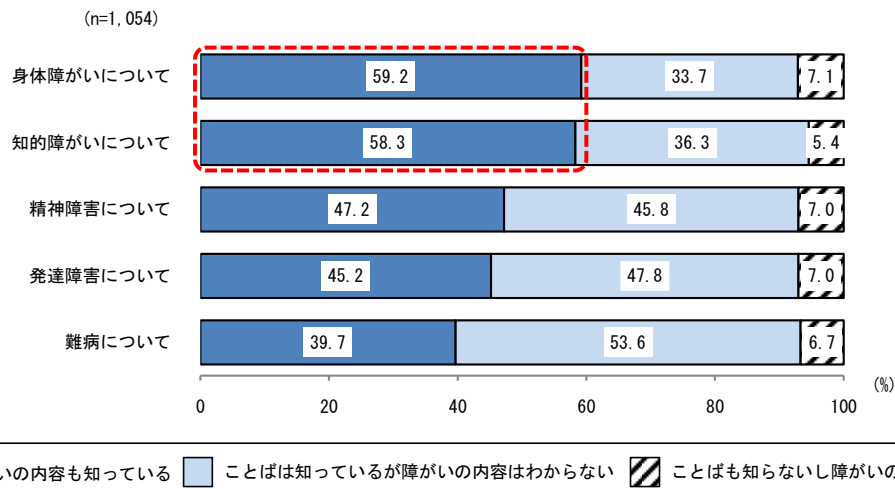


(4)府民アンケート

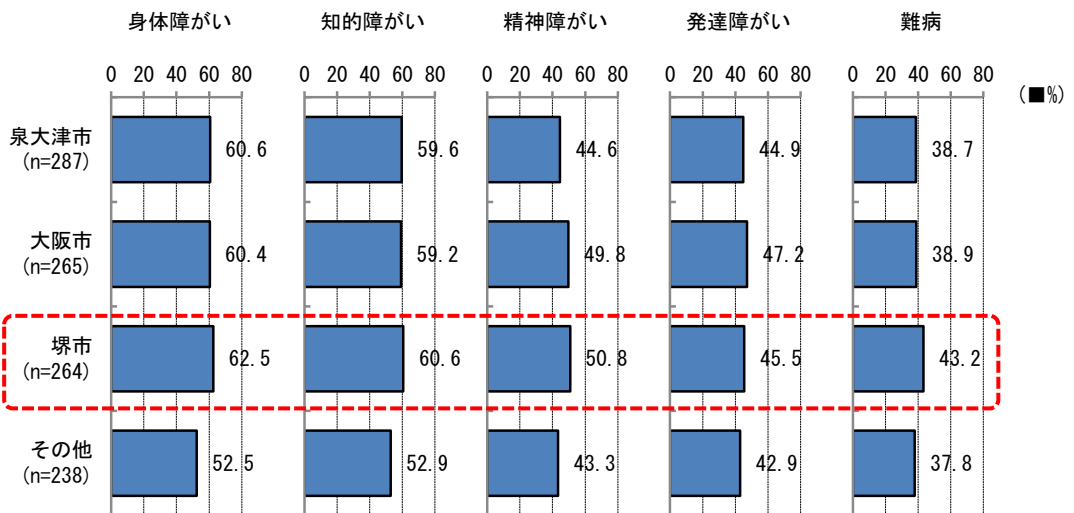
①障がいへの理解について

- ✓ ことばも障がいの内容も知っている割合は、身体障がいでも 59.2%、難病は 39.7%しかありません。堺市は全体的に認知度が高くなっています。

■障がいの認知度



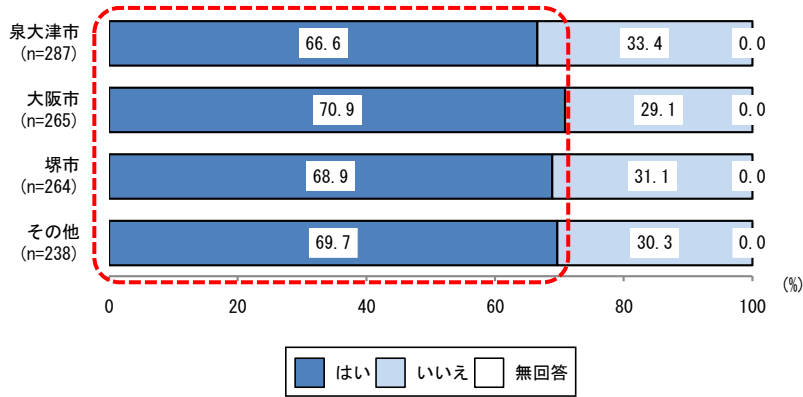
■ことばも障がいの内容も知っている割合



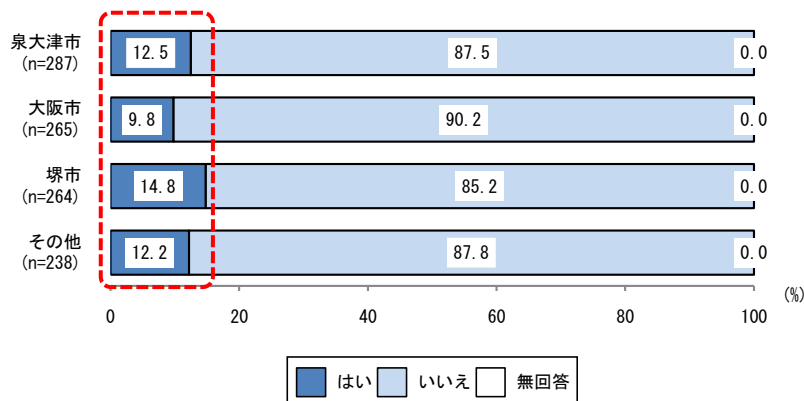
②手話について

- ✓ 手話が言語であることの認知度はおよそ7割であり、周囲に手話を使っている人の割合はおよそ1割となっています。また、手話を覚えてみたい人は5割以上います。

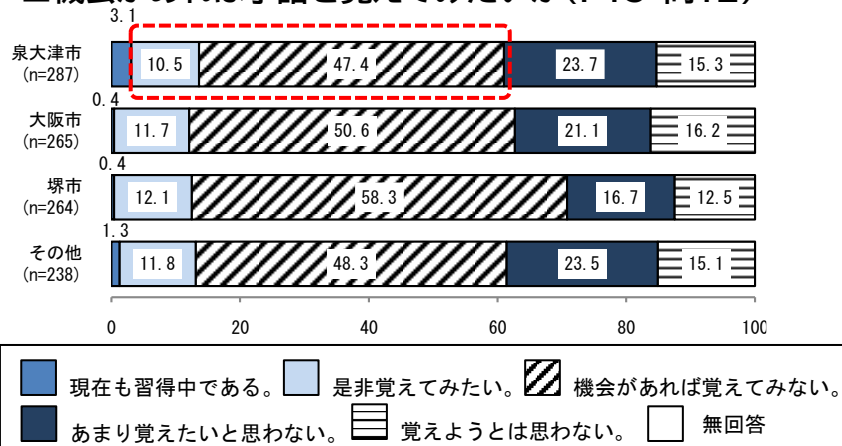
■手話が話し言葉と違う「言語」であること(P13・問11)



■周囲に手話を使っている人の有無(P14・問11)



■機会があれば手話を覚えてみたいか(P15・問12)



③障がいのある人への手助けについて

- ✓ 障がいのある人への手助けをしたことはないが、したいと思っている人がおよそ3割います。手助けするにあたってはサインを出してほしいという意見が多くなっています。

■障がいのある人への手助けの経験 (%)

	回答者	話し相手やことばか	誘導など(目的地までの)	移動の支障(車いす)	身体的な介助(着替)	食事など)	外出のための援助(送迎を含む)	いご支援(手助けをした)	支障のない	支障なく手助けしたい
全体	1054	33	27.4	10.5	11.1	29.8	19.9			
泉大津市	287	34.8	27.5	11.5	14.3	30.3	17.1			
大阪市	265	34	29.8	7.9	9.8	29.8	19.2			
堺市	264	31.8	30.7	12.9	13.6	29.9	17.8			
その他	238	31.1	21	9.7	5.9	29	26.5			

■手助けをするにあたって障がいのある人に希望すること (%)

	回答者	サインを出してほしい	支障を必要としている	声かけのよい声かけが目	声をかけるようにしたい	困っている人から声をかけ	てほしている人から声をかけ	支障の方法を教える適切な	障がいのある人への適切な	い声掛けの仕方への配慮	障がいの仕方を教える配慮	その他	手助けをしたくない
全体	1054	40.2	27.9	17.4	34.2	31.3	1.4	10.7					
泉大津市	287	44.3	23.7	15.3	31	30.7	2.1	10.8					
大阪市	265	38.1	30.2	19.2	38.5	32.1	1.5	10.9					
堺市	264	40.9	32.2	16.7	30.3	30.3	0.4	9.5					
その他	238	37	25.6	18.5	37.4	32.4	1.7	11.8					

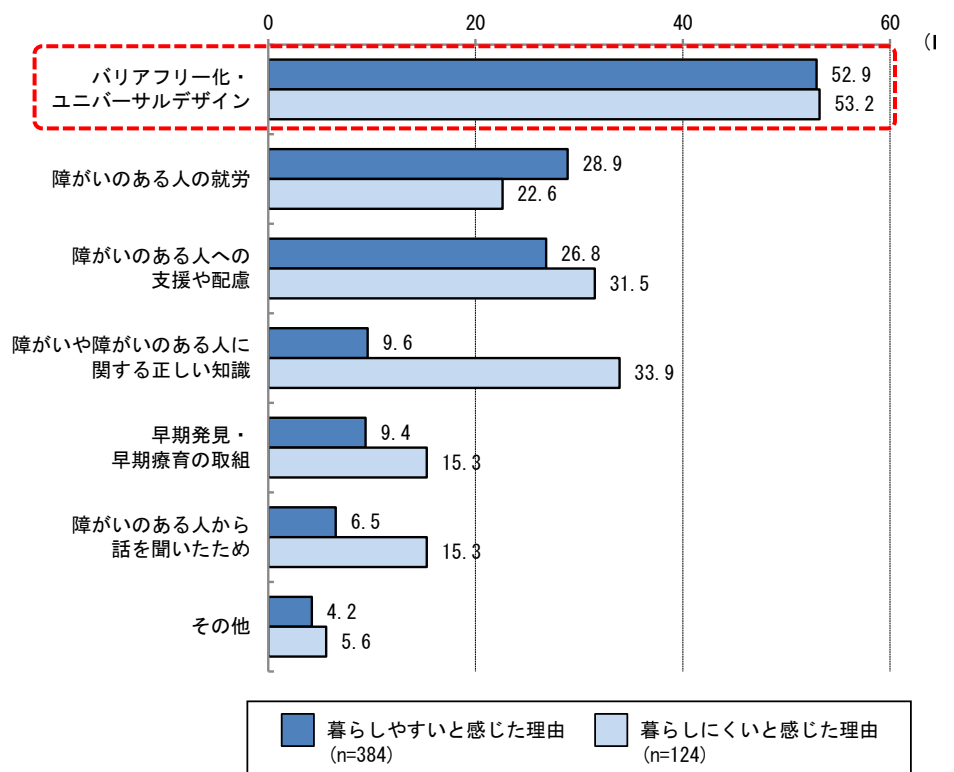
④地域の暮らしについて

- ✓ 障がいのある人が暮らしやすいかについて、3割以上の人がある程度暮らしやすいと認識しています。その理由として、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを挙げる人が多く、障がいのない人側が、障がいのある人の暮らしやすさの認識が目に見える施設の部分に偏っているように見受けられます。

■地域での障がいのある人の暮らしやすさ (%)

	回答者	しと やて すも い暮 ら	らあ しる や程 す度 い暮 ら	いど えち なら いと も	いしあ やま すり く暮 なら	い暮 らし にく く
全体	1054	6.7	29.7	51.8	7.8	4
泉大津市	287	6.6	31.7	50.2	7.7	3.8
大阪市	265	6	29.1	53.6	7.2	4.2
堺市	264	7.2	33	48.5	8.3	3
その他	238	7.1	24.4	55.5	8	5

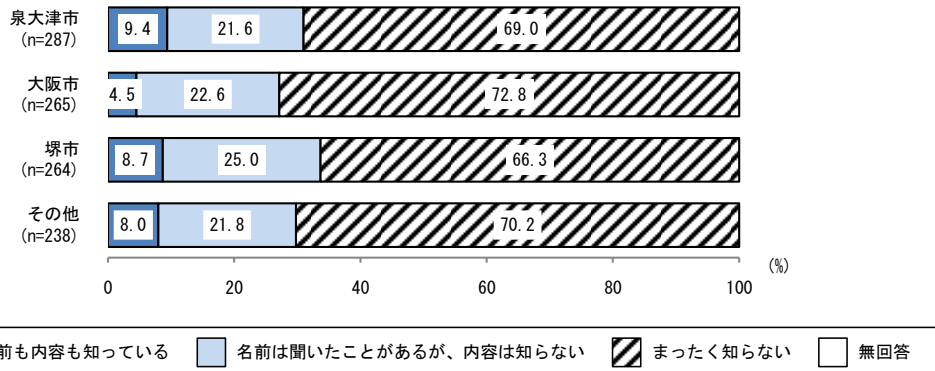
■暮らしやすい・暮らしにくい回答の理由



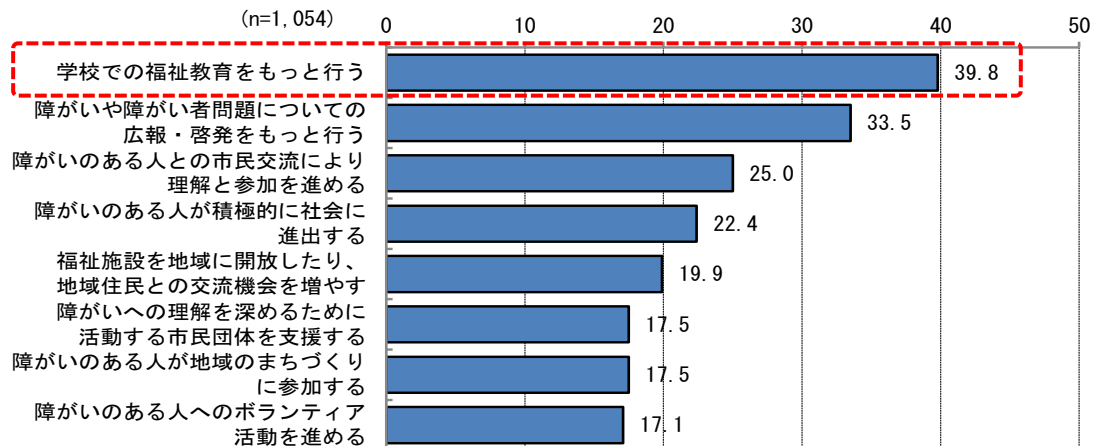
⑤就労や理解促進の障がいのない人側の認識について

- ✓ およそ7割の人が合理的配慮についてまったく知りません。
- ✓ 障がいへの理解を深めるために必要なこととしては、学校での福祉教育が最も重視されています。
- ✓ 障がいのある人と一緒に働くにあたっては、適切なコミュニケーション方法の周知や障がいに関する知識や学ぶ機会を希望する人が多くなっています。

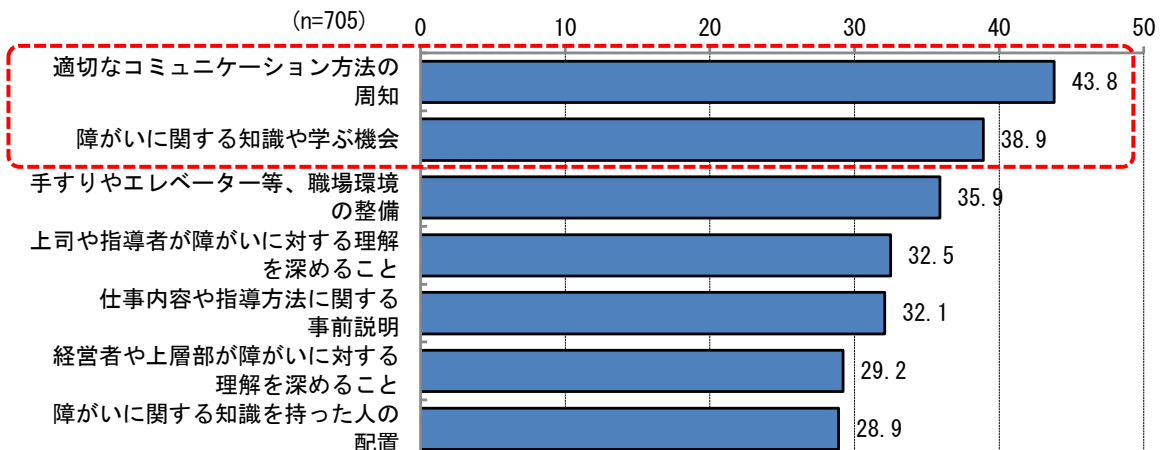
■合理的配慮の認知度



■地域の人が障がいへの理解を深めるために必要なこと:上位8位



■障がいのある人と働くにあたり企業・事業所に希望すること:上位7位



5. ヒアリング調査結果

(1)事業所ヒアリング

①当事者から受ける相談

【相談先について】

- 障がいのある児童の保護者が、福祉の取組みを知らないことや、受給者証を持っていないこともある。また、学校に関する相談が多く、勉強についていけない、不登校の状況である、友達との関係が上手くいかないなどを聞くことがあるが、それらをどこに相談に行けば良いのかわからない人もいる。

【サービス利用について】

- (サービスの)利用可能日と利用時間(預かり可能な時間)の間合せが多い。その中でも就労している保護者が多く、利用時間外でも預かってもらえないかの打診が多いが、現在は人の確保が難しく時間内のみでの利用をお願いしている状況である。

【親亡き後について】

- 利用者は家族と暮らしている人が多く、30歳後半～50歳後半であることから、家族がいなくなった後のことを本人家族ともに不安に感じている。引きこもりの娘や息子が地域で暮らしていくにはどうしたら良いかという相談が多い。

②他主体との連携

【情報共有について】

- 障がいのある児童に関する相談はほとんどが学校で起こること。学校で起こっているトラブルは学校を介して担当者会議で児童の各場所での様子を共有する流れとなるが、教職員側も忙しく担当者会議を開くことが難しいときもある。リモートでの担当者会議ができれば良い。
- 相談支援事業所や市と解決が難しい場合の利用者について、情報を一度に共有・協議したいと思うが、それ以上に迅速な対応策の検討の方が優先度は高い。そのため、情報共有・協議の場を定期的に設置することも必要と考えるが、現状のようにその場ですぐに共有することも必要である。
- 事業者が集まってつながりを作る機会があれば良い。忙しいこともありなかなか難しいが、リモートでの集まりでは知り合いとなったり、つながりの醸成まではいかず、情報の共有のみで終わるため、それ以外の直接話す場も欲しい。

【他分野とのつながりについて】

- 医療機関とのつながりはあまりない状況にある。保護者から医療機関で受けた話(服薬・服用等)を聞くようにしているが、医療機関側がなぜその判断をしたかの理由は把握することができない。
- 高齢者福祉施設との連携は今後必要性が高まると考えている。介護保険事業との連携、共生型事業所など、利用者の生活が困難とならないように、スムーズな移行を行うには、連携が必要である。

③就労の実状

【一般就労について】

- 企業の障がい者の雇用意欲をあまり感じなく、障がい者雇用に対する知識をあまり持っていないように感じる。障がいに対する理解度が障がいの種類によって全く異なり、身体障がいのある人は雇用しやすく、継続性がある。一方で、知的・精神障がいのある人の雇用は十分な説明が必要であり、継続が困難であることが多い。慣れてくると知的・精神障がいの人も働くことは問題ないが、慣れるまでが大変であり時間がかかる。
- 就労定着支援について、事業所から就職した人のみが対象となっているが、企業側からそれ以外で（就労定着支援を利用せず）雇用した障がいのある人に関する相談を持ち掛けられることがある。
- 就労準備型の放課後等デイサービスが他府県では増えつつある。学生の間にも働くためのスキームを作っていくことが重要である。

④事業所の課題

【人材について】

- 事業所として人材不足は課題となっている。特に土日に動くことができる人が少ない。
- やはり人材が最も必要と考える。また、以前は同行援護が資格なしでも対応できていたが、資格が必要となり、買い物の援助など、資格がある人しか対応できなくなってしまった。

【専門性の向上について】

- 相談支援員のスキルアップができていない場合がある。現在、部会が情報共有の場、勉強会を開く場となっている。相談事業所間で情報を共有していても、その対応が正解かがわからないため、結局市役所に聞きに行くこととなる。基本的に相談員が個別に対応しているのが実情である。
- 離職率が高い介護分野において、学ぶことができる場は大変重要である。専門性が低い人は、就労中に不安を感じることも多く、学ぶ場があることでその不安を解消できる。
- サービス担当者会議の参加率をもっと上げていかないといけないと考えている。その児童の今後や次の段階について話す場であり、大変重要であるためである。リモートでの会議の実施や日にちの調整をして必ず参加できるようにしていきたい。

⑤農福連携

【実施の課題】

- 農業をしようとする若者自体が減っている現状であり、やりたがる人が少ないものを障がいのある人がするのはどうなのかと思う。保護者側で、農業をしてみたいと思う人もいると思うが、本人がやりたがらないことなら押し付けることはないようにしてほしい。
- 以前、建物内で作物を作る畑を所有していたが、現在はなくなってしまった。実際に農作業をしてみた感覚では、移動や毎日の作業、外での利用者の体調管理が困難であった。一方で土いじりを外で作業することは、リフレッシュにもつながるメリットがある。
- 農業をしたいという話はあるが、具体的にどういう作業になるのか、夏や冬場の利用者の体調に問題はないか、利用者へ支払う報酬がどの程度になるかを提示しないと検討は難しい。
- 本人に興味があり、農機具をそろえることができ、工賃が得られるなら実施できると思うが、

継続はできるのだろうか。助成金が無くなった場合でも続けられるようにする必要がある。それと、障がい者側への必要な配慮や、特性への理解を得られるかなど、障がいのある人にデメリットがないように問題がクリアできれば実施しても良いと思う。

- 農福連携をするには、土地や建物、設備投資などの元手がいるため、なかなか難しいと考えている。地方で名産物などがあれば労働者としての参入ができると思うが、泉大津市のような街中であれば経営として成り立たせることがまず難しい。加えて、商売や技術のノウハウも必要となってくる。どの立場で障がいのある人が関わっていくのかが重要である。

【実施の利点】

- 糖尿病での偏食改善という食育の観点からも農福連携の取組みは意味があると考えている。旬のものや体に良いものを自分たちで育てたものということで食べてくれるのではないかなと思う。また、小学校での水やりや雑草抜きなどの対応で間に障がいのある人が関わっていければ、農業だけでなく学校とのつながりもでき、それが障がいへの理解につながる。
- 野外就労ができれば良いとは思っていた。施設外就労という形で作り、自分たちが袋詰めをして農産物を売るなどをしたいと思う。実際、全員ができるわけではないので、参加は希望する人という形にはなる。

⑥泉大津市に必要な環境・支援

【余暇を過ごす場所】

- 余暇時間を過ごす場所がもっとあれば良いと思うし、あるなら知りたいと思っている。
- 障がいのある人が通うことができるスポーツジムやプールがあれば良いと思う。光明池や長居公園にはプールがあるが、泉大津市にはそういった身体を動かす場所や余暇を過ごす場所が少ないと思う。

【地域内のサービス事業所の把握・情報発信】

- 各事業所の特色が不明であり、サービスの内容、メインの作業、どんな利用者が多いなどの情報が不明確である。
- 窓口に来られる人はそこからサービスにつなぐことができるが、窓口に来ることができない人もいる。掲示板などを掲げるのはどうか。また、新しくできた事業所を知ることができない課題もあり、他市町では掲示板があったり、ファイルを作るなどをしている。市のここを見たら情報があるという場所を作れば良い。
- 泉大津市内の社会資源を一望できるマップを作成してほしい。A4版の1枚もので、各事業所の名前、連絡先、事業所の特徴などの掲載や、事業所の種類ごとに冊子になっているものなど。相談支援員は事業所について、自分でインターネットなどを使って調べているのが現状であり、障がいのある人と相談支援員どちらにもニーズがある。

【相談先】

- 相談先を知らない保護者も多いため、今ある様々な事業所を知って選択できること、ここに相談したら良いという場所があると良い。
- 相談事業所が2か所と少なく、使いたいと思ってもすぐ使うことができない状況にある。
- 利用者に相談支援員を付けるようにしてほしい。そうすることで、障がいのある人の動きも変わってくると思う。生活上の相談や、家庭の話は我々では踏み込めないなので、そういう意味で

も相談支援員がいた方が良い。

- 自立支援医療の人、引きこもりの人が外に出るのは難しく、在宅の支援や相談しやすい環境ができると良い。
- 計画相談の相談員が少なく、基幹相談支援センターがないことで、伴走してくれるところがなく、相談員が困難ケースを抱える状況になっている。

【連携・情報共有】

- 自立支援協議会という大きな枠組みがあり、その中で部会という同種の集まりがあるのが良い形であり、自立支援協議会はその中心としての役割を担うべきである。近年事業所数が増えたため、必要性が高まっている。新規参入組とのコミュニケーションも重要である。
- 法人の垣根を超えた事業所の連携を作ってほしい。それが自立支援協議会となるか、それとは別のものになるかはわからないが、何らかの関係づくりの場が必要と考える。
- 市から協議の場を提供したり、制度や法改正、医療的ケア児への対応、専門性に関することなど情報を発信してほしい。また、事業所間の連携がすべて個人のつながりとなっているため、連携のための仕組みが必要と考える。
- コロナ禍になる前は自立支援協議会が機能しており、地域移行支援部会が活発に活動していた。また、地域移行フォーラムを実施し、当事者の生活を発信していく場があったが最近はそのが開催されていない。そのため、当事者が自分の生活を発信する場として当事者部会が必要である。また、差別解消部会も開催されておらず、形骸化してしまっている。

【緊急時の受け入れ・レスパイト】

- いざという時に短期入所（ショートステイ）で預かってもらうこと、レスパイトの環境が整った方が良いとの意見はある。日曜日は生活介護が休みとなるため、その日に預かってもらうことができれば良い。
- 医療的ケアが必要な人を受け入れることができるショートステイが必要である。ショートステイ自体の数が少なく、医療的ケアが必要な人が利用できるのはかなり少ない。
- 短期入所、ショートステイが地域内にほぼないため、他市で探さなければならない。

【通学支援】

- 泉大津市には通学支援がなく、親が担うしかなくなっている。支援学校でクラブ活動をしたくても、送迎バスの時間があるため、保護者が送迎できないとクラブ活動には実質参加できない。そういう意味で通学支援があれば障がいのある児童の活動の幅が広がる。

【市民の理解】

- 障がいのある人が、新たに地域に引っ越してきた場合にトラブルとなることがある。子どものころからずっと知っている場合などは障がいへの理解がある場合もあるが、やはりもっと市民に障がいへの理解が深まった方が良い。また障がいの特性や対応についての市民の理解は不足している。

【支援の在り方】

- ウィズコロナの中、リモートなど療育のあるべき姿が変わってきている。ICTと結び付けた療育をもっと学ぶ必要がある。例えばプログラミングや、タブレットを利用したコミュニケーションなどが挙げられる。ICTの進み具合が特に福祉の現場では遅れている。

【災害時の対策】

- 災害時に医療的ケア児は呼吸器や吸引など電気を必要とする。我々で充電を少し確保はしているが、災害などで長期間電気が止まったりすると対応が難しくなる。事業所としての災害時の計画は作っているが、行政側の支援や病院と連携をとることができるかなどを協議したい。電源を提供できる場所や、どこに取りに行けば良いか、最悪ここに助けを求めたら良いかなどを教えてほしい。

(2)関係団体ヒアリング

①団体活動の課題

【人材】

- 新しく入会する人がおらず、特に若い世代がいない。 次の役員を担う人は若い方が良いと考えているが、会員が高齢化しており、人材が不足している。
- サービスが充実し、親が就労できるようになったことにより、活動に参加する人が少なくなっている。 イベントを実施しても役員しか参加しないということもある。
- 障がいのある人が必要とする情報が手に入りやすくなったこと、悩みを相談することもでき、また親同士の交流やつながりがなくても困らないようになっていると思う。人と人とのつながりを重んじる人が少なくなった。

【活動の情報】

- 他団体との交流もない状況にあり、他の障がい者関係団体はどのように活動しているのかわからない。

【活動の場所】

- 利用できる施設についての情報が欲しい。 施設を借りようとしたときに有料か無料かを知らない人も多い。場合によっては、障がい者手帳を見せると減免される場合もある。窓口で上手くコミュニケーションできず、言われた通りに支払ってしまうこともある。

②障がいのある人の生活の課題

【外出】

- 自分の力で家を出ることができず、介護タクシーを利用している場合に、市役所と福祉センターに行く時にタクシーを使用すると、利用回数を超えて外出しづらくなると聞く。 また、そういう状況から家に引きこもってしまうとの話も聞く。介護タクシーの数を増やしていただきたい。
- 他市町に比べると、泉大津市は介護タクシーの利用回数が多く移動しやすい。また、市内をふれあいバスが巡回しており、本数も増えたためよく活用している。 今後も引き続きお願いしたい。
- 働く保護者が増えたこともあり、登校の支援が不足すると、そのまま不登校になりかねない。 教育と福祉の法律の狭間となり、難しいと思うが、児童の登校の十分な支援・サポートをお願いしたい。
- ふれあいバスのルートが高齢者や成人の人向けの施設が多いように感じる。遠方の病院への通院やそのための駅へ行く便など、子どもや保護者が利用しやすいふれあいバスのルートを検討してほしい。

【学校教育】

- 先生の人数が根本的に足りておらず、一人ひとりの負担の大きさや、長時間労働の現状から、子ども一人ひとりへの対応に限界が出ている。教育や保育へのお金・予算を割くべき。
- 子どもに特化した体制が現状で全く整備されていない。社会福祉協議会等が中心となり、関係する主体が集まる子ども部会を設立することが望ましい。

【日中活動】

- グループホームやデイサービスの数と質が重要である。また、土日でも相談できる場や、体操教室などがあると良い。(学校を卒業すると体育の授業が無くなり、運動しなくなる子がいるため)
- 事業所の強み、何をしているか、どんな人がよく通っているのかなど、特色をまとめたパンフレットを作って、目にしやすいところに配置してほしい。

【就労】

- 上司や同僚に障がいについて理解してもらえなかったりするなど、職場での理解者が少ない。困っていることを相談できないことや、通院や身体の状態でフルタイムでの就労が難しいなど、それがわがままではないということを理解してほしい。有給をとれる雰囲気がないなど、一般就労では理解者が必要であり、サポーターが現状少ない。

【防災】

- 障がいのある人の防災訓練があれば良い。各作業所では防災訓練を実施しているが、泉大津市の障がいのある人のための防災訓練を開いてほしい。逃げる場所、避難所のことや、放送が聞こえない人への対応など障がいごとの違いを理解してほしい。
- 障がいのある人のみの避難場所の確保や、非常時に備えた薬の備蓄など、事前に準備できるものをそろえておくべき。

【障がいへの理解】

- 作業所に通っている人は良いが、そうでない人については、障がいに関する正しい知識を教えてくれる人がいない。
- 地域に住んでいても障がいのある人の存在を知ってもらえない。支援学校だと地域の小学校、中学校に行かないことで、地域の知り合いや友達を得られず、そもそもその存在を知ってもらえないのではないかと。自治会に所属していたら、もちつきやゴミ拾いに親と参加することはあるが、参加を苦手とする人も多く、自分から参加を言い出すのは難しい面もある。
- 発達障がいへの理解・啓発をより多くの市民に向けて行うとともに、障がいのある人に関わるサービス提供事業所や社会福祉協議会等においても発達障がい、自閉スペクトラム症(ASD)をはじめとした多様な障がいへの知識・理解を深める取組が必要である。

6. 用語解説

あ行

◆NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行うことを意味する。

◆医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

◆音声ブラウザ

インターネットウェブサイトのテキスト部分を音声で読み上げる、視覚障がい者向けのブラウザ（閲覧するためのソフト）のこと。

か行

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。

◆グループホーム

地域において共同生活を営む障がい者に対して主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護など日常生活上の支援を行うサービス。（家賃等の負担は必要）

◆ケアマネジャー

介護保険制度上の正式名称は「介護支援専門員」。要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じ、介護サービスを受けられるように介護サービス等の提供についての計画（ケアプラン）の作成や、市町村・サービス事業・施設、家族などとの連絡調整を行う者のこと。

◆合理的配慮

障がいのある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

さ行

◆指定特定相談支援事業所

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な支援を提供するほか、障がいのある人等が障がい福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う事業所。

◆障がい児相談支援事業所

障がいのある子どもが「障害児通所支援」（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う事業所。

◆障がい者就業・生活支援センター

障がい者が、身近な地域の中で安心して職業生活を送れるよう関係機関（雇用・福祉・保健・教育など）と協力して、雇用の促進及び職業の安定を図るために、就業及び社会生活上の支援を総合的に行う機関。

◆障がいの社会モデル

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁とあいまって生ずるものであるという考え方。

◆ジョブコーチ

障がいのある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問をして職業生活についての相談、アドバイスなどを行ったりする援助者のこと。

◆成年後見制度

障がいや認知症などにより判断能力が不十分な人について、その能力を補充するために代理人等を定め、契約などの法律行為を補う制度。本人があらかじめ契約をして後見人になるべき人とその職務内容を定めておく任意後見と、家庭裁判所が後見人等を選任する法定後見がある。

◆ソーシャル・インクルージョン

社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていく、という理念のこと。

た行

◆地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つに位置付けられている、障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を提供する事業所等。

◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がいのある人・児童、生活困窮者などを含むすべての地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会のこと。

◆地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていく協議を行うための場。

◆地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステムのこと。

◆地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護サービスをはじめ、福祉、保健、権利擁護などさまざまなサービスを紹介し、高齢者の生活を支える相談窓口のこと。

◆特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

な行

◆ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人など社会的に不利を受けやすい人々が、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えることが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行

◆発達障がい

発達障がい者支援法における発達障がいの定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」である。

◆パブリックコメント

施策に関する基本的な計画などを策定する場合に、案の段階で公表して、市民等から意見をいただき、提出された意見を考慮した上で、最終的な意思決定を行う手続きのこと。

◆バリアフリー化

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くこと。また、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをさす。

◆ピアカウンセリング

障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を行う。障がい者自らが、自己の体験に基づいて問題を持つ者同士との相談に応じ、問題の解決をはかることである。

◆ピアサポート

障がい当事者が同じ障がいのある人に寄り添い、支えることをいう。

ま行

◆民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。なお、民生委員は児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。

や行

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

◆ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人々に利用しやすいように、製品、情報、環境、都市をデザインする考え方。

ら行

◆リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。他に、「権利の回復・復権」「犯罪者の社会復帰」などの意味合いも含んでいる。

わ行

◆「わたしノート」

乳幼児期から成人期までの「わたし」の成長の記録と、支援内容の情報・記録をもとに、一貫・継続した発達支援が受けられることをめざして作られたもの。